

大学機関別認証評価

自己評価書

令和7年6月

国立大学法人徳島大学

## 目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	9
	領域2 内部質保証に関する基準	15
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	26
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	32
	領域5 学生の受入に関する基準	41
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	45
	基準の判断 総括表	45
	総合科学部	46
	医学部	50
	歯学部	54
	薬学部	58
	理工学部	70
	生物資源産業学部	74
	創成科学研究科	78
	医学研究科	92
	口腔科学研究科	96
	薬学研究科	100
	医科栄養学研究科	104
	保健科学研究科	108

## 1 現況

(1) 大学名 国立大学法人徳島大学

(2) 所在地 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地

(3) 教育研究上の基本組織

学士課程	総合科学部、医学部、歯学部、薬学部、理工学部、生物資源産業学部
大学院課程	創成科学研究科、医学研究科、口腔科学研究科、薬学研究科、医科栄養学研究科、保健科学研究科

(4) 学生数及び教員数（令和7年5月1日現在）

学生数	学部6,053人、大学院1,491人
教員数	基幹教員数：661人

## 2 大学等の目的

### 【大学（学部、学科）の目的】

徳島大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。（徳島大学学則第1条第1項）

本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする（徳島大学学則第1条第2項）。

### 01 総合科学部

総合科学部は、人文、人間、社会、地域及び情報等の諸科学における専門知識や専門技能及び技術を身につけるとともに、専門分野の融合を図ることでグローバル化する現代社会の諸問題や地域課題を的確に理解し、問題解決に対応し得る実践的な人材の育成を目的とし、人類の福祉と文化の向上に貢献することをめざす。（徳島大学総合科学部規則第1条の2）

### 02 医学部

医学部は、医療・栄養・福祉に係る教育・研究・診療を通じて社会に貢献できる人材育成を目的とする。（徳島大学医学部規則第1条の2）

医学科は、基本的な臨床能力及び基礎的な医学研究能力を備え、生涯にわたり医療、教育、保健・福祉活動を通じて社会に貢献し、医学の発展に寄与することができる人材の育成を目的とする。（徳島大学医学部規則第1条の2の第2項）

医科栄養学科は、「食律生命」の理念のもとに、医学を基盤とした医科栄養学研究を発展させるとともに、医科栄養学を通じて高度化する医療と健康の維持増進に資することができる人材の育成を目的とする。（徳島大学医学部規則第1条の2の第3項）

保健学科は、人間性、科学性及び国際性を基盤に高度化・専門化する医療を支え、保健・医療・福祉において多様化するニーズに対応し、保健学の発展に寄与することができる人材の育成を目的とする。（徳島大学医学部規則第1条の2の第4項）

### 03 歯学部

歯学部は、口腔と全身の健康に係る教育、研究、診療を通じて、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。（徳島大学歯学部規則第1条の2）  
歯学科は、歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を身につけるとともに、医療人として必要な倫理を備えた歯科医師の育成をめざす。（徳島大学歯学部規則第1条の2の第2項）  
口腔保健学科は、口腔保健及び福祉の専門的立場から健康長寿の推進に貢献し、専門分野の教育、研究及び臨床における指導的役割を担う人材の育成をめざす。（徳島大学歯学部規則第1条の2の第3項）

### 04 薬学部

薬学部は、生命科学を基盤とする薬学を研究・教授することを通して、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な教育と深く医療に関わる使命感と倫理観を持たせる教育を行い、以て、人類の福祉と健康に貢献する人材を育成することを目的とする。（徳島大学薬学部規則第1条の第2項）  
薬学科は、臨床の場で指導的役割を担う高い能力を備えた薬剤師養成のための専門教育を行うことを目的とする。（徳島大学薬学部規則第1条の2の第2項）

### 05 理工学部

理工学部は、自立した一人の人間として社会の中で力強く生きる力(知力、社会・対人関係力、自己制御力)及び社会や世界の諸問題に対する鋭敏な知覚力を有し、科学技術を通じて高い倫理観をもって解決に取り組む能力を修得させることを目的とする。（徳島大学理工学部規則第2条）

### 06 生物資源産業学部

生物資源産業学部は、人類が抱える生物資源と生命の諸問題を理解し、国際的視野に立って解決できる能力を持つ人材を育成することを目的とする。（徳島大学生物資源産業学部規則第2条）

## 【大学院（研究科、専攻）の目的】

徳島大学大学院(以下「大学院」という。)は、徳島大学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。（徳島大学大学院学則第1条第1項）  
大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、研究科の規則で定め、公表するものとする。（徳島大学大学院学則第1条第2項）

### 07 創成科学研究科

創成科学研究科は、中長期的な産業界・社会のニーズを踏まえ、グローバルかつ複合的な視点から、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人を養成することを目的とする。（徳島大学大学院創成科学研究科規則第2条）

### 08 医学研究科

医学研究科は、学際的な医科学教育を通して、生命科学の発展と医学・医療の高度化に対応した生命倫理に関する十分な見識を持ち、科学技術に偏向することのない高度な研究能力と学識を備えるとともに、社会に視野を向け貢献することのできる人間性豊かな研究者及び臨床医を養成し、併せて個性的な研究を推進、結実させ、未来を創る活力を持った大学院として医学の進歩と国民の健康の増進に寄与することを目的とする。（徳島大学大学院医学研究科規則第1条の2）

09 口腔科学研究科

口腔科学研究科における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。（徳島大学大学院口腔科学研究科研究科規則第1条の2）

- (1)口腔保健学専攻は、口腔保健学を中心とした長寿福祉口腔保健学に関する豊かな専門的知識・技能及び科学的探求心を身につけた、次世代の歯科衛生士教育を担う教育・研究者又は健康長寿社会の実現に貢献する高度専門職業人の養成を目的とする。
- (2)口腔科学専攻は、口腔科学を中心とした生命科学に関する学術の理論及び応用の教育研究を通して、幅広い科学的基盤を持ち、かつ、専門性に秀でた、教育・研究・臨床並びに歯科行政などの分野で指導的役割を担う人材の養成を目的とする。

10 薬学研究科

薬学研究科における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。（徳島大学大学院薬学研究科規則第1条の2）

- (1)創薬科学専攻は、創薬科学に関する体系的な教育及び研究指導を通して、広い視野及び国際的に通用する力量を持った創薬・製薬の研究を遂行できる人材の養成を目的とする。
- (2)薬学専攻は、医療現場に直結した研究指導及び臨床薬剤師としてのリスクマネジメント等の実務実習を通して、最先端の薬物治療を支える研究実践能力を備えた高度な職能を有し、国民の健康増進に寄与する指導的薬剤師及び医療薬学研究者の養成を目的とする。

11 医科栄養学研究科

医科栄養学研究科は、医療機関や地域社会・産業分野で活躍する高度専門職業人、また教育研究機関で活躍する先端的な教育研究者の養成を目指し、基礎生命科学から多様な医療関連知識等を含む医科栄養学に関する幅広い教育を行うとともに、社会の要請に対応できる先導的研究を推進し、教育研究の成果を通じた人材育成及び社会貢献により、栄養学の発展に寄与することを目的とする。（徳島大学大学院医科栄養学研究科規則第1条の2）

12 保健科学研究科

保健科学研究科は、保健科学における実践的かつ実証的な教育研究を通して、生命倫理とチーム医療を尊重し、かつ社会の多様なニーズに応えることのできる人間性豊かな高度専門職業人及び教育・研究者の養成を目指すとともに、社会の要請に貢献する先導的な研究を推進し、保健科学の発展に寄与する。（徳島大学大学院保健科学研究科規則第1条の2）

【中期目標「（前文）法人の基本的な目標」】

徳島大学では、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し向上させ、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」ことを理念としている。第4期中期目標期間においては、社会の変化やSDGsの課題に対応し、持続可能でインクルーシブな社会、多様性にあふれる社会の実現に向けて理系に強みを有する本学の特徴を活かし、教育・研究を充実・強化するとともに、先端医療の推進や産学官連携を通じて地域創生をリードする。また、自立的な経営体としての大学を目指し、多様な財源の確保等により、安定的な経営を実現する。

【INDIGO宣言（2023年4月策定）】

未来社会を照らす誠実で高潔な人格、地球規模の課題に立ち向かう斬新な発想と力強さ、この両者を身につけるための教育研究の場を提供し、社会の要請に応え続けます。

そして再び、ノーベル賞受賞者を輩出したいと願います。

性別、年齢、国籍、価値観などの多様性を前提に、誰も取り残すことなく受け入れて、学生や教職員の地力を最大限引き出せる大学運営を行います。

「地球規模で考え、徳島発で行動する」大学として世界との交流を進め、教育研究に関する成果や課題を学内外と共有することで知の融合反応を促進し、「深く輝く、未来を紡ぐ大学」を目指します。

### 3 特徴

徳島大学は、1949年（昭和24年）に学芸学部、医学部、工学部の3学部からなる新制大学として設置され、現在は6学部・6大学院研究科を置く総合大学に発展している。本学の理念は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し向上させ、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」である。

このたび、かつてない速度で変貌を続ける世界の高度で複雑な課題の解決に必要とされる人材を育成し、徳島県に位置する高等教育機関としてのあるべき姿を展望するため、令和5年4月に「INDIGO宣言」を策定し、本学が育成する人物像や目指す方向性を学内外に向けて示した。さらに、「INDIGO宣言」に基づき、「教育」「研究」「社会との共創」「医療」「組織運営」における重点目標と戦略を示した「徳島大学VISION」を指針として、社会の変化に対応しながら、知の融合反応を促進し、大学一丸となって「深く輝く、未来を紡ぐ大学」を目指して取り組んでおり、その主な特徴は次のとおりである。

#### （1）教育に関する特徴

①平成28年4月に常三島キャンパスの総合科学部及び工学部を改組し、文系中心の「総合科学部」、理工融合の「理工学部」及び「生物資源産業学部」を設置した。生物資源産業学部では、農学、工学、医学、栄養学及び薬学を融合させた生物資源の高度利用技術の開発並びに高機能・高付加価値農林水産物の開発、応用及び実用化に関する理論と実践を一体化した実学的教育を行い、生物資源の生産と応用に加えて、産業化について専門的な知識と技術も有し、1次産業から製品開発販売に貢献できる人材の養成を目指している。

- ②常三島キャンパスの3学部から接続する大学院として、「大学院創成科学研究科」を設置し、令和2年4月には修士課程（博士前期課程）を、令和4年4月には博士後期課程を設置した。博士後期課程では、博士の称号にふさわしいレベルまで専門性を高めた上で、研究者や大学等の教員だけでなく、自身の専門性を活かしたイノベーション創出人材が輩出できるように1専攻構成としている。各大学院生は、各専門基盤分野の教育研究を行う組織としての「学位プログラム」に所属し、自身の専門性をより一層高め、それに加えて、自身の研究課題に関係するいずれか1つの「研究指導クラスター」を選択し、自身の研究に関連する他分野の知見を学修することで、自身の専門性のさらなる深化とその分野横断的な展開力を同時に修得し、社会が求める課題に対する高度な対応力の涵養を目指す。
- ③令和5年4月には、「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」に選定されたことを踏まえ、光学（工学）と医学を発展的に融合し、理工学部、医学部、ポストLEDフォトンクス研究所、先端酵素学研究所などによる学部等横断型の特別教育プログラム「医光/医工融合プログラム」を理工学部の新設した。同プログラムでは、実感型実践教育として初年次から研究室に配属され、トップレベル研究者の教育を受けることができる。研究室教育では、企業の製品開発フローと同様の研究ループを経験でき、科学的基礎知識とそれに基づいた科学的思考、さらには課題解決能力が身につく、それらは独創的発想力の形成に繋がる。（文部科学省 魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増）
- ④蔵本キャンパスには保健系3学部・5研究科及び大学病院を擁し、薬学部、歯学部を設置する四国で唯一の国立大学である。医学部医科栄養学科（医学部に設置された国内唯一の栄養学科）、歯学部口腔保健学科（全国で4箇所のみ）などでは希少人材を輩出している。
- ⑤大学院医科栄養学研究科では、長期宇宙滞在者を食と運動で支える“宇宙専門管理栄養士（仮称）/理学療法士（仮称）”の育成を目的とした「宇宙栄養学コース」を令和5年度から開講している。（文部科学省 宇宙航空人材育成プログラム）
- ⑥大学院保健科学研究科（博士前期課程）に新設した「がんゲノム医療で活躍できる臨床検査技師育成プログラム」では、大学院講義・研究と並行して、大学病院病理部での1年の実務研修により細胞検査士試験の受験資格が得られ、ゲノム医療に関する見学実習を通じて、がんに関する検査の説明や対応ができる臨床検査技師となるよう経験を積むことができる。
- ⑦薬学部及び大学院薬学研究科では、学部4年次終了後に大学院（4年制）に進学して研究力を身につけ、博士（薬学）の学位を取得後、学部5年次に戻り薬剤師免許の取得を目指す特別選抜プログラム「Ph.D-Pharmacistプログラム～（KOKOROZASHI）プログラム～」を開設している。早期段階で研究能力を洗練させ、博士号取得後に、実務実習・国家試験を経て薬剤師資格の取得が可能となっている。
- ⑧徳島大学医療教育開発センターでは、全人的医療が実現できる人間愛にあふれた指導的な高度医療人と優れた生命科学研究者を育成するための専門的な教育・研究支援機関として、分野・領域の枠組みを超え、学部教育から大学院教育・卒後教育にわたり、一貫した医療人養成の推進を目指している。徳島大学蔵本キャンパスは、医学・歯学・薬学・栄養学・保健学に跨がる医療系3学部が一つのキャンパスに存在する全国でも非常に珍しいキャンパスであり、医療人を目指す学生が相互理解を深め、将来ともに円滑なチーム医療を行える基盤形成として、医療系全学科が1年生対象の「チーム医療入門ワークショップ」、高学年対象の学部連携PBLチュートリアルを開催している。
- ⑨「鉄は熱いうちに打て」（SIH: Strike while the Iron is Hot）の精神に則り、反転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域の早期体験等を通じたリフレクションを基盤とする「SIH道場」を初年次教育から導入している。この取組は、学生の主体的な学修態度を醸成し、生涯にわたって学び続ける能力を育成することを目的としている。特に「SIH道場」では、学生が早期から専門分野の実践的体験を積むことにより、自らの興味・関心や学修課題を見出し、それを継続的な学びへとつなげる環境を整備している点が特徴である。また、反転授業やグループワークによる協働学修を重視し、学修ポートフォリオを活用して自己の学修を振り返る（リフレクション）機会を設けることで、初年次教育から学生の主体的・能動的な学びを体系的に支援し、持続的な学修力の育成を全学的に推進している。

⑩学部では、グローバル社会に対応できる語学力の育成に力を入れており、その一環として「語学マイレージ・プログラム」を導入している。学生の主体的な学修を促しながら、実践的な語学力を段階的に高める仕組みを整備し、一定の到達水準を卒業要件とすることで、語学教育の質向上に努めている。大学院では、各研究科で英語による授業を積極的に展開しているほか、全学規模で「生命科学リトリート」を開催し、英語を共通言語とした議論や交流を通じて、国際的な視野と学際的な基盤を培っている。学部・大学院を通じて、語学力の向上と国際感覚の育成に全学的に取り組んでおり、学生がグローバルな視野及び国際社会で活躍するための素養を醸成している。

⑪高等教育研究センター学修支援部門創身教育推進班（イノベーションプラザ）では、学生の自主・共創の精神を養成し、学部学科の分野を横断する自主的なプロジェクト活動を支援しており、令和5年度から「阿波電鉄プロジェクト」「エコランプロジェクト」「ゲームクリエイティブプロジェクト」「鳥人間プロジェクト」「ロケットプロジェクト」「ロボコンプロジェクト」の6つのプロジェクト活動を行っている。また、令和4年度から新たにイノベーション創出プロセスを設計、実施できる人材を徳島で育成することを目的とした取り組み「徳島大学i.school」を開始するなど、イノベーション人材の育成において、組織的な実施体制を構築している。

⑫大学産業院では起業家教員等による教育プログラムの実施を進めており、TIB（徳島イノベーションベース）や神山高専と連携し、アントレプレナーシップ教育の充実化を図っている。「ミッションの気づきと探究」「顧客ニーズの理解」「起業・社会システムの理解と実践」が、新産業を創出する人材に必要な要素・能力と定義し、その育成のための対話と実践を重視した授業「次世代産業人材創出プログラム」を展開している。また、模擬株式会社を設立し、投資、事業活動や株主総会の開催といった実社会での一連の企業活動を実践体験し、資本主義社会における事業経営と会社の仕組みについて体感的に学ぶプログラムを実施している。

⑬スタートアップスタジオ「U-tera」では、起業を目指す学生等に対して伴奏支援を行っている。U-teraで企業支援を行った学生により、徳島大学発学生ベンチャー「株式会社クロスメディスン」（令和5年3月22日認定）が設立され、「泣き声理解促進アプリあわべび」の開発等に取り組んでいる。

## （2）研究に関する特徴

総合科学、理工学、生物資源産業学部教員を中核とする「社会産業理工学研究部」、医学、歯学、薬学部教員を中核とする「医歯薬学研究部」の2研究部があるほか、研究所として「先端酵素学研究所」及び「ポストLEDフォトンクス研究所」を設置している。

①平成28年度に疾患酵素学研究センター、疾患プロテオゲノム研究センター等を改組・統合して設置された「先端酵素学研究所」は、国の共同利用・共同研究拠点として生命科学の一大研究拠点を形成している。酵素をはじめとするタンパク質の分子機能研究を基盤に、ゲノムから個体に至る生命情報を統合的に理解する先端的な基礎医学研究を推進し、国際的に先導的な成果を発信していくことで、健康長寿社会の実現に向けた難治性疾患および慢性疾患、とりわけ免疫難病と糖尿病、の根本的理解と治療法の開発を目指している。

②感染症、アレルギー、がん等の疾患発症のメカニズム解明に向けて、単一細胞・単一分子レベルの解析ビッグデータを収集・統合するため、本学の先端酵素学研究所を含む国内4拠点の大学附置研究所（九州大、東京科学大、熊本大）が高深度オミクス医学研究拠点ネットワークを形成している。（文部科学省 運営費交付金共通政策課題事業）

③平成30年度に設置された「ポストLEDフォトンクス研究所」（通称：pLED）は、「新しい光（深紫外、テラヘルツ、赤外）の創出と応用」をキーワードに、次世代光源の開発と応用展開で、創造的超高齢社会と地域産業振興に貢献する最先端研究『ポストLEDフォトンクス研究』を推進し、次世代光を基盤とした新たな光学を創成するとともに、革新的なイノベーションの創出を目指している。また、光を新しい医療や生命医学に取り入れる「医光融合」研究を推進している。

④研究部の分野を越えた複数研究者からなる分野横断的研究集団「研究クラスター」を組織し、本学の理念実現に貢献できる研究を選定・支援する体制を構築している。重点研究分野を6分野設定し（光工学/免疫・慢性炎症/食・栄養/創薬・合成化学/がん/防災）ミッション実現クラスターとして組織している。加えて、公募型のインキュベーションクラスターとの連携により、大型外部資金の申請、若手研究者育成、融合研究の企画/実施等を推進している。

⑤平成30年度地方大学・地域産業創生交付金事業に続く〈展開枠〉に採択され、「オール光型テラヘルツ通信」と「メタマテリアルを用いた高感度赤外センサー」の2つを研究重点分野とし、世界レベルの成果創出と社会実装を目指している。また、次世代光関連技術による新たな事業創出を目的として、製品仕様などを検証するプロトタイプ作成や、人材育成を行う「次世代光インキュベーション機構」を学内に創設し、研究から事業化へのスムーズな展開を図っている。（事業名：次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画〈展開枠〉）

⑥本学に集結した4つのイニシアティブ（「光工学」「慢性炎症研究」「栄養学」「情報科学」）の研究力を結集し、創造的超高齢社会の実現に資するイノベーションを生み出し続ける研究大学を指向する取組が評価され、文部科学省「令和6年度地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」に採択された。

⑦大学の研究成果を社会実装することを目的に平成30年度に設置した「産業院」を発展的に解消し、各種開発技術の事業化判断に資するプロトタイプの開発と、それを通じた学内外産業人材育成を行い、研究から開発・事業化まで一貫通貫の支援を行うとともに、その担い手の人材育成を行うため令和5年度に「大学産業院」を設置した。

### （3）社会貢献に関する特徴

①多様な人々の生涯にわたる学びに対応し、創造的社会に貢献する人材の輩出とコミュニティの共創を目的とした「人と地域共創センター」を平成31年度に設置し、地域を志向した教育・研究・社会貢献を進めることで地域課題の解決と豊かな地域社会の創造を推進することを目指している。大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）として、地域を担う質の高い人材を大学が地元企業等と協働して育成し、県内企業等の魅力・経営の向上と県内への人材定着の促進という好循環の創出を目指した「とくしま創生人材・企業共創プログラム」を推進している。また、令和6年度には、企業等の人材を対象とした地域産業人材育成講座「とくしまビジネスリスティングスクール」を開講し、社会や企業等のステークホルダーのニーズを捉えたりスキリング教育を企画・実施している。

②地域や産業界と連携し、生物系新産業や6次産業化にかかるオープンイノベーションを推進するため、令和2年度に「バイオイノベーション研究所」（通称：BIRC）を新設した。農林水産業や食、健康の未来を展望した革新的な研究活動や教育を実践し、大学発スタートアップ企業など新産業の創出や地域産業のイノベーションを支える人材の育成を推進している。経済産業省 J-Innovation HUB地域オープンイノベーション拠点（地域貢献型）に選定されており、令和5年には、同省の「産学連携推進事業費補助金事業」により、本学の産学融合拠点となる新たな施設「ヴォルテックス棟」の運用を開始している。

③「看護リカレント教育センター」では、看護職にリカレント教育の機会を提供し、地域医療の高度化と看護の質向上を図るとともに、看護学における研究成果を地域社会に還元することを目指している。認定看護師教育課程（在宅ケア分野）において、特定認定看護師の養成を推進し、徳島県内の在宅ケアを専門とする特定認定看護師は、全国最多となっている。また、令和5年度からは地域の医療機関からのニーズが高い感染管理分野の認定看護師教育課程を新たに開講し、さらなる看護リカレント教育の推進を図っている。

④徳島県委託により大学病院に設置している「徳島県地域医療支援センター」による医師のキャリア形成支援や医師不足や地域偏在などへの対応、地域の防災対策と自然環境の保全の両立に取り組んでいる「環境防災研究センター」など、地域の課題解決に大学を挙げて取り組んでいる。

⑤日本経済新聞社が令和4年度に全国765国公立大学を対象（回答518大学）に行った「大学の地域貢献度調査」の総合ランキングにおいて、本学は前々回調査（令和元年度）及び前回調査（令和3年度）に引き続き、3回連続で全国第3位となった。本学は「大学の組織・制度」分野において、満点で1位を獲得したほか、「学生・住民」（3位）、「企業・行政」（5位）、「SDGs・グローバル」（6位）とすべての分野で6位以内という高順位であった。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	<a href="#">1-1-1-01 創成科学研究科基本計画書(令和2年)</a>		
	<a href="#">1-1-1-02 創成科学研究科基本計画書(令和4年)</a>		
	<a href="#">1-1-1-03 医学部基本計画書(令和6年定員増)</a>		
	<a href="#">1-1-1-04 医学部基本計画書(令和7年定員増)</a>		
	<a href="#">1-1-1-05 理工学部理工学科(令和5年4月収容定員変更)</a>		
	<a href="#">1-1-1-06 薬学部組織整備計画(令和3年度概算要求)</a>		
	<a href="#">1-1-1-07 薬学研究科組織整備計画(令和7年度概算要求)</a>		
	<a href="#">1-1-1-08 医学研究科名称変更(令和4年4月名称変更)</a>		
	<a href="#">1-1-1-09 口腔科学研究科名称変更(令和4年4月名称変更)</a>		
	<a href="#">1-1-1-10 薬学研究科名称変更(令和4年4月名称変更)</a>		
	<a href="#">1-1-1-11 医科栄養学研究科名称変更(令和4年4月名称変更)</a>		
	<a href="#">1-1-1-12 保健科学研究科名称変更(令和4年4月名称変更)</a>		
	<a href="#">1-1-1-13 理工学部組織整備計画(令和7年度概算要求)</a>		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 <a href="#">1-1-1-14 四国5国立大学による連携教職課程に係る申合せ</a>		
	<a href="#">1-1-1-15 四国地域大学ネットワーク機構R6事業報告書附属明細書</a>	(P7~8)	
	<a href="#">1-1-1-16 四国地域大学ネットワーク機構教職連携委員会規則</a>		
	<a href="#">1-1-1-17 四国地域大学ネットワーク機構定款</a>		
<a href="#">1-1-1-18 四国地域大学ネットワーク機構連携教職課程部会要項</a>			
・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書			
・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知			

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

<p>【分析項目1-1-1】  <b>【創成科学研究科修士課程開設（令和2年4月）の経緯・目的等】</b>                  平成28年4月に改組・開設した常三島キャンパスの「総合科学部」、「理工学部」及び「生物資源産業学部」の3学部から接続する大学院として「大学院創成科学研究科」を開設し、令和2年4月に修士課程（博士前期課程）を設置した。                  修士課程では、1つの研究科の下に各学部との関連性のある程度残した「地域創成」、「臨床心理学」、「理工学」、「生物資源学」の4つの専攻を設置しつつも、自身の研究に関連する他分野の内容を修得できるように「教育クラスター」という分野横断的な教育プログラムを立ち上げると共に、学位論文指導科目である「特別研究」、「特別演習」では従来の専門分野を越えたオープン形式の研究発表や討議等を取り入れ、さらにデータサイエンス力、グローバル活躍力等の養成のための「研究科共通科目」を必修科目として設けている。</p>
<p>【分析項目1-1-1】  <b>【創成科学研究科博士後期課程開設（令和4年4月）の経緯・目的等】</b>                  令和2年4月に開設した「大学院創成科学研究科」に、修士課程（博士前期課程）から接続する博士後期課程を令和4年4月に設置した。これにより、常三島キャンパスにおける一連の教育組織再編が完了した。                  博士後期課程では、博士の称号にふさわしいレベルまで専門性を高めた上で、研究者や大学等の教員だけでなく、自身の専門性を活かしたイノベーション創出人材が輩出できるように1専攻構成とした。各大学院生は、各専門基盤分野の教育研究を行う組織としての「学位プログラム」に所属し、自身の専門性をより一層高める。それに加えて、自身の研究課題に関係するいずれか1つの「研究指導クラスター」を選択し、自身の研究に関連する他分野の知見を学修することで、自身の専門性のさらなる深化とその分野横断的な展開力を同時に修得し、社会が求める課題に対する高度な対応力の涵養を目指す。</p>
<p>【分析項目1-1-1】  <b>【医学部医学科臨時収容定員増（令和6年4月及び令和7年4月）の経緯・目的等】</b>                  近年、地域の医療を取り巻く現状は厳しさを増し、医師の地域偏在や診療科偏在が極めて大きな問題であり、医師不足の解消は喫緊の課題である。徳島大学医学部の所在する徳島県においても例外ではなく、多くの医師が県庁所在地である徳島市を中心とした県の東部地域に集中して医療活動を行っており、逆に県の南部や西部地域においては、医師不足の状況が顕著である。                  このような状況の中、徳島大学では、平成21年度以降に「経済財政改革の基本方針2008」、「緊急医師確保対策」、「新成長戦略」等により、医学部医学科の入学定員を臨時的に増員してきた（令和4年度までは合計14名、令和5年度は合計12名を増員）。しかし、当該臨時定員増については令和5年度をもって期限を迎えたため、期限を付した再度の入学定員増を令和6年4月に行い、さらに令和7年4月にも行ったものである。</p>
<p>【分析項目1-1-1】  <b>【理工学部理工学科収容定員増（令和5年4月）の経緯・目的等】</b>                  徳島県では、若者の流出や少子高齢化が進行し、次世代の担い手不足や雇用機会の確保が深刻な課題となっている。このような状況下で、徳島大学は光工学と医科学の強みを活かし、創造的超高齢社会の構築に向けた地域課題の解決に寄与する“医光/医工融合人材”（光工学、医学的な知見とAI・ビッグデータの活用に必要な知見を併せ持ち、起業や産業界の研究・企画部門等で活躍するイノベティブな人材）の育成に産官金の支援のもと取り組むことを掲げ、令和5年度からの「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」に採択された。                  この定員増（30名）による特別な「医光/医工融合プログラム」を理工学部を設置し、本学のトップレベルの研究者や外部からの招へい人材が教員組織の枠を越えて教育に参画する教育システムを構築している。</p>
<p>【分析項目1-1-1】  <b>【理工学部理工学科（夜間主）収容定員減（令和7年4月）の経緯・目的等】</b>                  令和5年度からの「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」（30名）は、15名の純増と既存定員からの15名振替で対応することとしており、「理工学部理工学科夜間主コース」から「医光/医工融合プログラム」に定員を振り替えることで、本学の強みである光工学、医科学とその融合をさらに伸長、発展させることとした。                  なお、夜間主コースの入学定員減は、一般選抜入試の受験者を対象としており、社会人及び工業系高校からの受入れは、それぞれの入試を一般選抜入試より前に実施し、夜間主コースの所期の目的に沿った、優秀で意欲ある学生を選抜していくことに変更はない。</p>
<p>【分析項目1-1-1】  <b>【薬学部創製薬科学科廃止及び薬学科改組（令和3年4月）の経緯・目的等】</b>                  「医療現場での医薬品適正使用のみならず、創薬や保健衛生領域など広範囲な職域において指導的な立場で活躍できる薬剤師」を先導的な薬剤師として位置づけ、蔵本地区の医学部・歯学部・大学院等と連携した体系的で多様性のある薬学部新6年制課程の創生により、地域、社会から求められるPharmacist-Scientist（先導的薬学研究者（医療を理解し、創薬・製薬に貢献できる薬学研究者・教育者）ならびに先導的薬剤師（高度な基礎力と研究マインドを持ち、チーム医療や先進医療、地域医療において指導的役割を担う薬剤師））を育成する。</p>
<p>【分析項目1-1-1】  <b>【薬学部研究科創薬科学専攻廃止（令和7年4月）の経緯・目的等】</b>                  薬学部では、令和3年度に薬学科（6年制）と創製薬科学科（4年制）の特色を融合した新たな6年制課程へ改組し、教育内容を刷新した。これに伴い、接続する大学院薬学研究科でも一貫した教育研究体制の整備を進めており、令和9年度に薬学研究科の改組を計画中である。この方針に基づき、令和7年度から創薬科学専攻博士前期課程の学生募集を停止する。</p>

<p>【分析項目1-1-1】                  【医学研究科、口腔科学研究科、薬学研究科、医科栄養学研究科、保健科学研究科名称変更（令和4年4月）の経緯・目的等】                  令和2年4月に旧「総合科学教育部」及び旧「先端技術科学教育部」を改組した「創成科学研究科」を設置しており、同一大学内において大学院の名称が異なることは、社会から見て混乱を来す恐れがあることなどから、大学院の名称を「研究科」に変更統一した。なお、変更は名称のみであり、既存の専攻のカリキュラム並びに設置課程については変更していない。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組1-1-A】                  【創成科学研究科の創設】                  ・平成28年4月に改組・開設した常三島キャンパスの「総合科学部」、「理工学部」及び「生物資源産業学部」の3学部から接続する大学院として「大学院創成科学研究科」を創設し、令和2年4月に修士課程を、令和4年4月に博士後期課程を設置した。                  人文・社会・人間科学分野、理学分野、工学分野、生物資源学分野を融合した教育体制の基で、研究に基づく分野横断型教育（教育クラスター）を導入した教育課程により、中長期的な産業界・社会のニーズを踏まえ、グローバルかつ複合的な視点から科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値（イノベーション）を創成できる高度専門職業人を養成することを目的としている。</p>	<p><a href="#">1-1-1-01 創成科学研究科基本計画書(令和2年)</a></p>		再掲
	<p><a href="#">1-1-1-02 創成科学研究科基本計画書(令和4年)</a></p>		再掲
<p>【活動取組1-1-B】                  【理工学部「医光/医工融合プログラム」の新設】                  令和5年4月には、「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」に選定されたことを踏まえ、光学（工学）と医学を発展的に融合し、理工学部、医学部、ポストLEDフォトンクス研究所、先端酵素学研究所などによる学部等横断型の特別教育プログラム「医光/医工融合プログラム」を理工学部の新設した。同プログラムでは、実感型実践教育として初年次から研究室に配属され、トップレベル研究者の教育を受けることができる。研究室教育では、企業の製品開発フローと同様の研究ループを経験でき、科学的基礎知識とそれに基づいた科学的思考、さらには課題解決能力が身につく、それらは独創的発想力の形成に繋がる。（文部科学省「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」選定事業）</p>	<p><a href="#">1-1-1-05 理工学部理工学科(令和5年4月収容定員変更)</a></p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。                  ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p><b>基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること</b></p>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【分析項目1-2-1】                  大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること</p>	<p>・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1(改正前基準)</p>		
	<p>※基幹教員制度を導入している場合                  ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1(改正後基準)</p>		
	<p><a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1(改正後基準)</a></p>		
	<p><a href="#">1-2-1-01 医歯薬学研究部(歯学域)教授選考スケジュール</a></p>		
	<p><a href="#">1-2-1-02 授業科目担当教員一覧(教授欠員分野担当授業)</a></p>		
	<p><a href="#">1-2-1-03 国立大学法人徳島大学病院における病院教授の称号の付与に関する取扱いについて</a></p>		

<p>【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと</p>	<p>・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） <a href="#">1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</a></p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>【分析項目1-2-1】 令和7年5月1日時点で、歯学部歯学科の教授数が設置基準教員（教授）数を1名下回っているが、現在2つの教授ポストについて選考を進めている。いずれも複数名の応募があり、同年7月中旬に教授候補者を選出し、同年10月1日の着任を予定している。欠員期間中は、代理教授、病院教授、当該分野の教員（病院所属教員を含む）、非常勤講師（退職した元教授等を含む）が協力し、分担して歯学教育モデル・コア・カリキュラムに沿った授業や実習を実施し、教育の質保証を担保している。「病院教授」とは、臨床・教育・研究面で優れた業績を持ち、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者を任命している。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【活動取組1-2-A】 【人事管理ポイントを活用した若手教員や女性教員の雇用促進】 人事管理ポイント方式において、一定割合をインセンティブポイントとして活用している。このインセンティブポイントは、40歳以上の教員の後任として若手教員を雇用した場合や、男性教員の後任として女性教員で雇用した場合に、当該部局へ配分する仕組みとなっている。 また、外部資金（共同研究費の間接経費）を財源として設けたポイントを部局へ配分することで、外部資金獲得を促進するとともに若手教員の雇用を確保している。</p>	<p><a href="#">1-2-A-01 徳島大学教員人事管理に関する要項</a> <a href="#">1-2-A-02 インセンティブポイント付与状況</a> <a href="#">1-2-A-03 外部資金を財源とするポイント管理に関する要項</a> <a href="#">1-2-A-04 外部資金ポイント付与状況</a></p>	
<p>【活動取組1-2-B】 【女性研究者登用プロジェクト】 男女共同参画を推進するAWAサポートセンターの主導により、女性研究者登用プロジェクトを実施しており、女性研究者の上位職への登用を推進している。 また、様々な女性研究者支援の取組のほか新規女性研究者研究費助成制度を実施しており、新規採用時や育児休業等からの復帰時に研究活動を円滑にスタートさせるための研究費を支援している。（文部科学省「科学技術人材育成費補助事業」採択事業）</p>	<p><a href="#">1-2-B-01 令和6年度女性研究者プロジェクト(上位職登用)</a> <a href="#">1-2-B-02 女性研究者プロジェクト選考結果一覧</a> <a href="#">1-2-B-03 新規採用女性研究者研究費助成制度</a></p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組1-2-Aについて、制度開始以降（平成31年度（令和元年度）～令和7年度）、16.8ポイント（助教約26名分）のポイントインセンティブポイントとして創出している。また、外部資金を財源とするポイントでは、若手教員を中心に令和7年度までに2.96ポイント分（助教約5名分）の雇用を確保している。 ・活動取組1-2-Bについて、制度開始以降（平成31年度（令和元年）～令和7年度）、延べ26名を上位職へ登用している。</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		
<p><b>基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること</b></p>		
<p>分析項目 【分析項目1-3-1】 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄 ・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） <a href="#">1-3-1 教員組織と教育組織の対応表</a> <a href="#">1-3-1-01 徳島大学の教員組織の編成等に関する規則</a> <a href="#">1-3-1-02 教員組織と教育組織の対応イメージ</a> ・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） <a href="#">1-3-1-03 組織図</a></p>	<p>備考 第8条</p>

	<a href="#">1-3-1-04 徳島大学学則</a>	第2条、第3条、第3条の2、第9条		
	<a href="#">1-3-1-05 徳島大学大学院学則</a>	第3条		
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）			
	<a href="#">1-3-1-06 国立大学法人徳島大学規則</a>	第12条、第13条、第22条～第24条		
	<a href="#">1-3-1-07 国立大学法人徳島大学職制に関する規則</a>	第3条～第8条の2		
	<a href="#">1-3-1-08 国立大学法人徳島大学役員規則</a>			
	<a href="#">1-3-1-09 徳島大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担</a>			
	<a href="#">1-3-1-10 徳島大学副学長等に関する規則</a>			
	・責任者の氏名が分かる資料			
	<a href="#">1-3-1-11 役職員等名簿(令和7年4月1日)</a>			
【分析項目1-3-2】 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）			
	<a href="#">1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>			
	・教授会等の運営規定等			
	<a href="#">1-3-2-01 徳島大学教授会通則</a>	第3条		
	<a href="#">1-3-2-02 徳島大学大学院研究科等教授会通則</a>	第2条		
	<a href="#">1-3-2-03 徳島大学総合科学部教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-04 徳島大学医学部教授会議要領</a>			
	<a href="#">1-3-2-05 徳島大学大学院口腔科学研究科教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-06 徳島大学歯学部教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-07 徳島大学大学院薬学研究科教授会細則</a>	第2条		
	<a href="#">1-3-2-08 徳島大学薬学部教授会細則</a>	第3条		
	<a href="#">1-3-2-09 徳島大学大学院創成科学研究科教授会及び創成科学研究科各専攻教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-10 徳島大学医学部教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-11 徳島大学大学院医科栄養学研究科教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-12 徳島大学大学院医学研究科教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-13 徳島大学大学院保健科学研究科教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-14 徳島大学理工学部教授会細則</a>			
	<a href="#">1-3-2-15 徳島大学生物資源産業学部教授会細則</a>	第3条		
	【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
		<a href="#">1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
・運営規定等				
<a href="#">1-3-3-01 国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則</a>		第2条、第3条		
	<a href="#">1-3-3-02 国立大学法人徳島大学教育研究評議会のオブザーバーについて(申合せ)</a>			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） <a href="#">2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 徳島大学における内部質保証に関する方針</a>		
	<a href="#">2-1-1-02 国立大学法人徳島大学役員会規則</a>		
	<a href="#">1-3-3-01 国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則</a>		
	<a href="#">2-1-1-03 徳島大学自己点検・評価委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-1-04 徳島大学自己点検・評価に関する実施要項</a>		
	[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） <a href="#">2-1-2 教育研究上の基本組織一覧</a>	
・明文化された規定類 <a href="#">2-1-2-01 徳島大学における教育の内部質保証に関する方針</a>			
<a href="#">2-1-2-02 徳島大学における教育の内部質保証に関するガイドライン</a>			
<a href="#">2-1-2-03 徳島大学大学教育委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-04 徳島大学総合科学部教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-05 徳島大学医学部医学科教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-06 徳島大学医学部医科栄養学科教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-07 徳島大学医学部保健学科教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-08 徳島大学歯学部教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-09 徳島大学薬学部薬学科教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-10 徳島大学工学部理工学科教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-11 徳島大学生物資源産業学部教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-12 徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-13 徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-14 徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-15 徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-16 徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-17 徳島大学大学院医学研究科教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-18 徳島大学大学院口腔科学研究科教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-19 徳島大学大学院薬学研究科博士課程教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-20 徳島大学大学院薬学研究科博士後期課程教育プログラム評価委員会規則</a>			
<a href="#">2-1-2-21 徳島大学大学院医科栄養学研究科教育プログラム評価委員会規則</a>			

	<a href="#">2-1-2-22 徳島大学大学院保健科学研究科教育プログラム評価委員会規則</a> ・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
【分析項目2-1-3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） <a href="#">2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 徳島大学における内部質保証に関する方針</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-01 徳島大学施設・環境委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-02 徳島大学における施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		
	<a href="#">2-1-3-03 徳島大学附属図書館運営委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-04 徳島大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		
	<a href="#">2-1-3-05 徳島大学情報戦略室規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-06 徳島大学におけるICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		
	<a href="#">2-1-3-07 徳島大学学生委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-08 徳島大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		
	<a href="#">2-1-3-09 徳島大学国際交流委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-10 徳島大学における留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		
	<a href="#">2-1-3-11 徳島大学入学試験委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-3-12 徳島大学における入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		
	<a href="#">2-1-3-13 施設・環境委員会名簿(令和7年4月1日)</a>		
	<a href="#">2-1-3-14 附属図書館運営委員会名簿(令和7年4月1日)</a>		
	<a href="#">2-1-3-15 情報戦略室会議名簿(令和7年4月1日)</a>		
	<a href="#">2-1-3-16 学生委員会委員名簿(令和7年4月1日)</a>		
	<a href="#">2-1-3-17 徳島大学国際交流委員会名簿(令和7年4月1日)</a>		
<a href="#">2-1-3-18 入学試験委員会名簿(令和7年4月1日)</a>			
【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4） <a href="#">2-1-4 研究活動等の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 徳島大学における内部質保証に関する方針</a>		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

<p>【活動取組2-1-A】 【組織別評価の実施】 徳島大学教育・研究者情報データベースを活用して、各組織から諸活動や教員に関するデータを集約・分析し、組織の機能向上、改善・見直し等を目的とした組織評価を第3期中期目標期間に実施しており、高評価を得た組織にインセンティブとして毎年度、総額2千万円の予算配分を行った。本インセンティブ経費を教育研究機能の改善・促進に活用することで、外部資金の獲得や共同研究収入の増加といった成果に繋がっており、第3期中期目標期間の確定評価では、中期目標を上回る成果として評価されている。 なお、第4期中期目標期間より、法定評価との連動性やデータの共通化等を目指し、従来の組織評価を発展的に変更した「組織別評価」として実施している。</p>	<p><a href="#">2-1-A-01 徳島大学組織別評価実施要領</a></p> <p><a href="#">2-1-A-02 徳島大学インセンティブ経費配分方針</a></p> <p><a href="#">2-1-A-03 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果</a></p>	<p>(P19)</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組2-1-Aについて、外部資金の獲得や共同研究収入の増加といった成果に繋がっており、第3期中期目標期間の確定評価では、中期目標を上回る成果として評価されている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p><b>基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること</b></p>			
<p>分析項目</p> <p>【分析項目2-2-1】 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p> <p>・明文化された規定類</p> <p><a href="#">2-1-2-01 徳島大学における教育の内部質保証に関する方針</a></p> <p><a href="#">2-1-2-02 徳島大学における教育の内部質保証に関するガイドライン</a></p> <p><a href="#">2-1-2-03 徳島大学大学教育委員会規則</a></p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【分析項目2-2-2】 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること</p>	<p>・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）</p> <p><a href="#">2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</a></p> <p>・明文化された規定類</p> <p><a href="#">2-1-2-03 徳島大学大学教育委員会規則</a></p> <p><a href="#">2-1-2-01 徳島大学における教育の内部質保証に関する方針</a></p> <p><a href="#">2-1-2-02 徳島大学における教育の内部質保証に関するガイドライン</a></p> <p><a href="#">2-1-2-04 徳島大学総合科学部教育プログラム評価委員会規則</a></p> <p><a href="#">2-2-2-01 総合科学部教育プログラム評価・改善実施手順(平成30年2月27日)</a></p> <p><a href="#">2-1-2-05 徳島大学医学部医学科教育プログラム評価委員会規則</a></p> <p><a href="#">2-2-2-02 医学部医学科教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順(平成31年3月19日)</a></p> <p><a href="#">2-1-2-06 徳島大学医学部医科栄養学科教育プログラム評価委員会規則</a></p> <p><a href="#">2-2-2-03 医学部医科栄養学科教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順(平成31年3月19日)</a></p> <p><a href="#">2-1-2-07 徳島大学医学部保健学科教育プログラム評価委員会規則</a></p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>

<a href="#">2-2-2-04 医学部保健学科教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順(平成31年3月20日)</a>		
<a href="#">2-1-2-08 徳島大学歯学部教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-05 歯学部教育プログラム評価・改善実施手順(平成31年2月8日)</a>		
<a href="#">2-1-2-09 徳島大学薬学部薬学科教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-06 薬学部薬学科教育プログラム評価・改善に係る実施手順</a>		
<a href="#">2-1-2-10 徳島大学工学部理工学科教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-07 工学部理工学科教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順(平成31年3月14日)</a>		
<a href="#">2-1-2-11 徳島大学生物資源産業学部教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-08 生物資源産業学部教育プログラム評価・改善実施手順(平成31年2月26日)</a>		
<a href="#">2-1-2-12 徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-09 創成科学研究科地域創成専攻教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順</a>		
<a href="#">2-1-2-13 徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-10 創成科学研究科臨床心理学専攻教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順</a>		
<a href="#">2-1-2-14 徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-11 創成科学研究科理工学専攻教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順</a>		
<a href="#">2-1-2-15 徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-12 創成科学研究科生物資源学専攻教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順(令和3年3月31日)</a>		
<a href="#">2-1-2-16 徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-13 創成科学研究科創成科学専攻教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順</a>		
<a href="#">2-1-2-17 徳島大学大学院医学研究科教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-14 大学院医学研究科教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順(平成31年2月6日)</a>		
<a href="#">2-1-2-18 徳島大学大学院口腔科学研究科教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-15 口腔科学教育部教育プログラム評価・改善実施手順(平成31年3月1日)</a>		
<a href="#">2-1-2-19 徳島大学大学院薬学研究科博士課程教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-16 徳島大学大学院薬学研究科博士課程教育プログラム評価・改善に係る実施手順</a>		
<a href="#">2-1-2-20 徳島大学大学院薬学研究科博士後期課程教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-17 徳島大学大学院薬学研究科博士後期課程教育プログラム評価・改善に係る実施手順</a>		
<a href="#">2-1-2-21 徳島大学大学院医科栄養学研究科教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲
<a href="#">2-2-2-18 大学院医科栄養学研究科教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順(令和4年4月1日)</a>		
<a href="#">2-1-2-22 徳島大学大学院保健科学研究科教育プログラム評価委員会規則</a>		再掲

	<a href="#">2-2-2-19 保健科学研究科教育プログラムにおけるプログラム評価・改善実施手順(平成31年3月20日)</a>		
	<a href="#">2-2-2-20 情報公開内容及び教職課程の質保証への努力・実施の確認事項</a>		
	<a href="#">2-2-2-21 令和6年度教職課程の自己点検・評価表</a>		
	<a href="#">2-2-2-22 教職教育センター運営委員会議事要録(令和4年4月18日第1回)</a>		
	<a href="#">2-2-2-23 教職課程の自己点検・評価について(令和4年4月18日第1回教職教育センター運営委員会)</a>		
	<a href="#">2-2-2-24 教職課程の自己点検・評価の実施間隔及び自己点検・評価年次計画</a>		
	<a href="#">1-1-1-16 四国地域大学ネットワーク機構教職連携委員会規則</a>		再掲
	<a href="#">1-1-1-18 四国地域大学ネットワーク機構連携教職課程部会要項</a>		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	<a href="#">2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-3-02 徳島大学における施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-04 徳島大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-06 徳島大学におけるICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-08 徳島大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-10 徳島大学における留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-12 徳島大学における入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	<a href="#">2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-2-4-01 令和6年度第10回大学教育委員会議事要録</a>		
	<a href="#">2-1-2-02 徳島大学における教育の内部質保証に関するガイドライン</a>		再掲
	<a href="#">2-2-4-02 学生の学修に関する実態調査報告書(抜粋)</a>		
	<a href="#">2-2-4-03 徳島大学における施設の管理運営に関する規則</a>	第9条	
	<a href="#">2-2-4-04 附属図書館の理念・目標と評価指標</a>	3号	
	<a href="#">2-2-4-05 徳島大学高等教育研究センター学生支援部門学生生活支援室及び学生参画推進室規則</a>	第2条	
	<a href="#">2-2-4-06 学部生学生生活実態調査報告書(抜粋)</a>		
	<a href="#">2-2-4-07 大学院生生活実態調査報告書(抜粋)</a>		
	<a href="#">2-2-4-08 令和6年度留学生進路状況調査</a>		
	<a href="#">2-2-4-09 徳島大学高等教育研究センターアドミッション部門会議規則</a>	第2条	
	<a href="#">2-2-4-10 卒業生・修了生・雇用主アンケートとりまとめ(学生委員会資料：3月)</a>		
	<a href="#">2-2-4-11 卒業生・修了生・雇用主アンケートとりまとめ(学生委員会資料：2月)</a>		
	<a href="#">2-2-4-12 2024年度雇用主アンケート集計</a>		
<a href="#">2-2-4-13 令和6年度卒業生・修了生アンケートの結果について</a>			
<a href="#">2-1-3-02 徳島大学における施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲	

	<a href="#">2-1-3-04 徳島大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-06 徳島大学におけるICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-08 徳島大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-10 徳島大学における留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-12 徳島大学における入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
<p>[分析項目2-2-5]                  機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	<a href="#">2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 徳島大学における内部質保証に関する方針</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-01 徳島大学における教育の内部質保証に関する方針</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-02 徳島大学における教育の内部質保証に関するガイドライン</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-02 徳島大学における施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-04 徳島大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-06 徳島大学におけるICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-08 徳島大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-2-5-01 徳島大学情報センター情報化評価委員会規則(平成26年4月1日)</a>		
	<a href="#">2-1-3-10 徳島大学における留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-12 徳島大学における入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<p>[分析項目2-2-6]                  機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）	
<a href="#">2-2-6 実施の責任主体一覧</a>			
・明文化された規定類			
<a href="#">2-1-1-01 徳島大学における内部質保証に関する方針</a>			再掲
<a href="#">2-1-2-01 徳島大学における教育の内部質保証に関する方針</a>			再掲
<a href="#">2-1-2-02 徳島大学における教育の内部質保証に関するガイドライン</a>			再掲
<a href="#">2-1-3-02 徳島大学における施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>			再掲
<a href="#">2-1-3-04 徳島大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>			再掲
<a href="#">2-1-3-06 徳島大学におけるICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>			再掲
<a href="#">2-1-3-08 徳島大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>			再掲
<a href="#">2-1-3-10 徳島大学における留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>			再掲
<a href="#">2-1-3-12 徳島大学における入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>			再掲
<p>[分析項目2-2-7]                  機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 徳島大学における内部質保証に関する方針</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-02 徳島大学における施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-04 徳島大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-06 徳島大学におけるICT環境の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-08 徳島大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-10 徳島大学における留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-12 徳島大学における入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組2-2-A】 【徳島大学アドバイザー・ボードの設置】 自己点検・評価の客観性と外部性を強化するため、徳島大学アドバイザー・ボードを設置し、外部有識者の評価結果を法人経営に活用することとしている。	<a href="#">2-2-A-01 徳島大学アドバイザー・ボード要項</a>		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-3-1】 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） <a href="#">2-3-1 計画等の進捗状況一覧</a>		
【分析項目2-3-2】 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
【分析項目2-3-3】 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等  ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

<p>【活動取組2-3-A】 【組織別評価の実施】 第3期中期目標期間に実施していた組織評価の趣旨・目的を継承し、更に法定評価との親和性を高めるとともに、客観的なデータを活用した評価として、新たに「組織別評価」を令和5年度より実施している。 本評価では、各組織の目的及び特徴や、大学の中期目標・中期計画を踏まえた「活動計画」を作成し、計画の実施状況を報告書により確認するほか、第3期実績以上を達成水準とし、法定評価や中期目標・中期計画の指標とリンクした評価指標を設け、定量的な評価指標評価を併せて実施しており、学内データの共通化を行っている。</p>	<p><a href="#">2-1-A-01 徳島大学組織別評価実施要領</a></p>		再掲
	<p><a href="#">2-3-A-01 令和6年度組織別評価結果</a></p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組2-3-Aについて、組織別評価では、各組織の目的及び特徴や、大学の中期目標・中期計画を踏まえた「活動計画」を作成し、計画の実施状況を報告書により確認するほか、第3期実績以上を達成水準とし、法定評価や中期目標・中期計画の指標とリンクした評価指標を設け、定量的な評価指標評価を併せて実施しており、学内データの共通化を行っている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p><b>基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること</b></p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p>	<p>・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-02 国立大学法人徳島大学役員会規則</a> <a href="#">1-3-3-01 国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則</a> <a href="#">2-4-1-01 徳島大学学部等設置準備委員会要領</a> ・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 <a href="#">2-4-1-02 経営協議会、教育研究評議会及び役員会議事要録(抜粋)</a> <a href="#">2-4-1-03 第1回学部等設置準備委員会議事要旨</a> <a href="#">2-4-1-04 徳島大学大学院研究科(仮称)設置準備委員会要領</a> <a href="#">2-4-1-05 大学院創成科学研究科(仮称)設置準備委員会議事要録</a> <a href="#">2-4-1-06 大学院創成科学研究科創成科学専攻設置準備委員会要領</a> <a href="#">2-4-1-07 大学院創成科学研究科創成科学専攻設置準備委員会議事要録</a></p>		再掲 再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-4-1】学部、学科その他の重要な組織の新設又は廃止については、役員会の所掌事項として定め審議を行っている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組2-4-A】 【経営協議会学外委員の提言を踏まえた大学院研究科の創設】 令和2年度の大学院創成科学研究科の新設・改組にあたっては、学内での検討に加え、経営協議会学外委員からの提言を踏まえ、常三島地区3学部（総合科学部、理工学部、生物資源産業学部）を基礎とした分野融合型の創成科学研究科を創設した。</p>	<p><a href="#">2-4-A-01 経営協議会学外委員からの提言に対する対応状況</a></p>		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-5-1】 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） <a href="#">2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-5-1-01 徳島大学全学人事委員会規則</a>		
	<a href="#">2-5-1-02 国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針</a>		
	<a href="#">2-5-1-03 「国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針」に関する申合せ</a>		
	<a href="#">2-5-1-04 国立大学法人徳島大学教員選考基準</a>		
	<a href="#">2-5-1-05 教授・特任教授選考等に係る手続きについて</a>		
	<a href="#">2-5-1-06 国立大学法人徳島大学クロスアポイントメント制に関する規則</a>		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 <a href="#">2-5-1-07 公募要領作成例</a>		
	<a href="#">2-5-1-08 教員選考時資料の例</a>		
【分析項目2-5-2】 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） <a href="#">2-5-2 教員業績評価の実施状況</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-5-2-01 徳島大学教員業績評価・処遇制度について</a>		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） <a href="#">2-5-2-02 教員業績評価データの収集・評価(流れ図)</a>		
	<a href="#">2-5-2-03 教員業績評価の実施通知・実施要領(令和3年度分)</a>		
	<a href="#">2-5-2-04 教員業績評価実施状況(令和3年度分)</a>		
	<a href="#">2-5-2-05 教員業績評価の実施通知・実施要領(令和4年度分)</a>		
	<a href="#">2-5-2-06 教員業績評価実施状況(令和4年度分)</a>		
	<a href="#">2-5-2-07 教員業績評価の実施通知・実施要領(令和5年度分)</a>		
	<a href="#">2-5-2-08 教員業績評価実施状況(令和5年度分)</a>		
	【分析項目2-5-3】 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） <a href="#">2-5-3 評価結果に基づく取組</a>	

	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	<a href="#">2-5-3-01 教員業績評価による処遇方針</a>		
	<a href="#">2-5-3-02 教員業績評価と処遇の関係(流れ図)</a>		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	<a href="#">2-5-3-01 教員業績評価による処遇方針</a>		再掲
	<a href="#">2-5-3-03 教員業績審査委員会議事要旨(令和4年度)</a>		
	<a href="#">2-5-3-04 教員業績審査委員会議事要旨(令和5年度)</a>		
	<a href="#">2-5-3-05 教員業績審査委員会議事要旨(令和6年度)</a>		
	・継続的に研究成果を創出するために必要な措置や処遇等に関する規定がある場合は明文化された規定類		
	<a href="#">2-5-3-06 2023年度復帰復職支援スタートアップ研究助成募集通知</a>		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	<a href="#">2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	<a href="#">2-5-5 教育支援者、指導補助者一覧</a>		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	<a href="#">1-3-1-03 組織図</a>		再掲
	<a href="#">2-5-5-01 徳島大学事務局事務分掌細則</a>	第9条～第11条	
	<a href="#">2-5-5-02 徳島大学常三島事務部事務分掌細則</a>	第2条2項、第3条4項、第4条2項	
	<a href="#">2-5-5-03 徳島大学蔵本事務部事務分掌細則</a>	第3条、第4条2項、第5条2項	
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-5-04 徳島大学技術支援部規則</a>		
	<a href="#">2-5-5-01 徳島大学事務局事務分掌細則</a>	第18条	再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-5 教育支援者、指導補助者一覧</a>		再掲
	・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-5-05 徳島大学教養教育院ティーチング・アシスタント実施要領</a>		
	<a href="#">2-5-5-06 徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻ティーチング・アシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">2-5-5-07 徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻ティーチング・アシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">2-5-5-08 徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻ティーチング・アシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">2-5-5-09 徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻ティーチングアシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">2-5-5-10 徳島大学大学院医学研究科ティーチング・アシスタント実施要項</a>		

	<a href="#">2-5-5-11 徳島大学大学院口腔科学研究科ティーチング・アシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">2-5-5-12 徳島大学大学院薬学研究科ティーチング・アシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">2-5-5-13 徳島大学大学院医科栄養学研究科ティーチング・アシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">2-5-5-14 徳島大学大学院保健科学研究科ティーチング・アシスタント実施要項</a>		
【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	<a href="#">2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</a>		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-5-05 徳島大学教養教育院ティーチング・アシスタント実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-5-6-01 大学院生プレFD実施報告</a>		
	<a href="#">2-5-6-02 令和6年度「大学院生のための社会で役立つ教育・指導スキル育成講座～日常の教育</a>		
	<a href="#">2-5-6-03 TA事前研修資料(安全教育)(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
	<a href="#">2-5-6-04 令和7年度TAオリエンテーション(創成科学研究科理工学専攻)</a>		
	<a href="#">2-5-6-05 TA・RAガイダンス開催通知(蔵本地区)</a>		
	<a href="#">2-5-6-06 徳島大学TA・RA研修</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
		文科大臣承認後に提出予定	
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	<a href="#">3-1-1-01 監査報告(第21期(令和6)事業年度)</a> <a href="#">3-1-1-02 独立監査人の監査報告書(第21期(令和6)事業年度)</a>		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料(別紙様式3-1-2)		
	<a href="#">3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料</a>		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 <a href="#">3-1-2-01 乖離・経常損失の理由</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			
基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織(法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。)の設置、構成等が確認できる資料(根拠となる規定を含む。)		
	<a href="#">1-3-1-03 組織図</a>		再掲
	<a href="#">2-1-1-02 国立大学法人徳島大学役員会規則</a>		再掲
	<a href="#">1-3-3-01 国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則</a>		再掲
	<a href="#">3-2-1-01 国立大学法人徳島大学経営協議会規則</a>		
	<a href="#">3-2-1-02 役員会委員名簿(令和7年4月1日)</a>		
	<a href="#">3-2-1-03 経営協議会委員名簿(令和7年4月1日)</a> <a href="#">3-2-1-04 教育研究評議会委員名簿(令和7年4月1日)</a>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職者の名簿</li> </ul>		
	<a href="#">1-3-1-11 役職員等名簿(令和7年4月1日)</a>		再掲
<p>【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2）</li> <li>危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）</li> </ul>		
	<a href="#">3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧</a>		
<p>【分析項目3-2-3】 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3）</li> <li>研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究の実施に関する方針等の内容を示す資料</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料</li> </ul>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
<p>【活動取組3-2-A】 【経営改革推進本部の設置】 学長主導の経営体制の強化を図るため、学長を本部長とし、教育、研究、地域連携、国際連携、情報、広報の各戦略室を統括する「経営改革推進本部」を、令和5年度に設置した。学長のビジョンに基づいた実効性が高く、意欲的な経営戦略の立案と着実な実行、さらには、当該経営戦略の進捗確認、情報共有、成果の普及等に取り組んでいる。</p>	<a href="#">3-2-A-01 徳島大学経営改革推進本部規則</a>		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）</li> </ul>		
	<a href="#">3-3-1 事務組織一覧</a>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠となる規定類</li> </ul>		
	<a href="#">3-3-1-01 徳島大学事務組織規則</a>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営に係る組織の組織図</li> </ul>		
	<a href="#">1-3-1-03 組織図</a>		再掲

【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	<a href="#">3-4-1 教職協働の状況</a>		
	・根拠となる規定類		
	<a href="#">1-3-3-01 国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則</a>	第3条	再掲
	<a href="#">2-1-2-03 徳島大学大学教育委員会規則</a>	第3条	再掲
	<a href="#">2-1-3-11 徳島大学入学試験委員会規則</a>	第3条	再掲
	<a href="#">2-1-3-07 徳島大学学生委員会規則</a>	第3条	再掲
	<a href="#">2-1-3-09 徳島大学国際交流委員会規則</a>	第3条	再掲
	<a href="#">2-1-3-05 徳島大学情報戦略室規則</a>	第4条	再掲
	<a href="#">2-1-3-15 情報戦略室会議名簿(令和7年4月1日)</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-01 徳島大学施設・環境委員会規則</a>	第3条	再掲
	<a href="#">2-1-1-03 徳島大学自己点検・評価委員会規則</a>	第3条	再掲
	<a href="#">3-4-1-01 各戦略室体制(令和7年4月1日)</a>		
<a href="#">3-2-1-02 役員会委員名簿(令和7年4月1日)</a>		再掲	
<a href="#">3-2-1-04 教育研究評議会委員名簿(令和7年4月1日)</a>		再掲	
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	<a href="#">3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組3-4-A】 【四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）への参画】 四国地区の35の国公立大学・専門職大学・短期大学（四国地区に一部の学部等を置く大学を含む）及び高等専門学校によって構成される「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」（SPOD）では、質の高い教育を提供するため、加盟校が協力・連携して、教職員の能力開発（FD・SD）に取り組んでいる。	<a href="#">3-4-A-01 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク</a>		
	<a href="#">3-4-A-02 SPOD(レベルⅠ)実施要項</a>		
	<a href="#">3-4-A-03 SPOD(レベルⅡ)実施要項</a>		
	<a href="#">3-4-A-04 SPOD(レベルⅢ)実施要項</a>		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組3-4-Aについて、本学も、4県に位置する「ネットワークコア校」の1校として参画するとともに、教職員に研修会等への積極的な参加を促すなど教職員の能力開発に取り組んでいる。			
<b>【改善を要する事項】</b>			
<b>基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-5-1】 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	<a href="#">3-5-1-01 国立大学法人徳島大学監事監査規則</a>		
	<a href="#">3-5-1-02 国立大学法人徳島大学監事監査細則</a>		
	<a href="#">3-5-1-03 国立大学法人徳島大学監事会規則</a>		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	<a href="#">3-5-1-04 令和6年度監事監査計画について</a>		
	<a href="#">3-5-1-05 令和6年度監事監査計画(年間スケジュール)</a>		
【分析項目3-5-2】 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	<a href="#">3-5-1-06 監事監査概要報告書</a>		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	<a href="#">3-5-2-01 第21期(令和6)事業年度監査計画概要説明書(2024年10月8日)</a>		
【分析項目3-5-3】 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	<a href="#">3-5-2-02 第21期(令和6)事業年度第2回四者協議会監査結果中間報告(2025年2月6日)</a>		
	<a href="#">3-1-1-02 独立監査人の監査報告書(第21期(令和6)事業年度)</a>		再掲
【分析項目3-5-3】 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	<a href="#">1-3-1-03 組織図</a>		再掲
	<a href="#">3-3-1-01 徳島大学事務組織規則</a>		再掲
・ 内部監査に関する規定			

	<a href="#">3-5-3-01 国立大学法人徳島大学内部監査規則</a> ・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	<a href="#">3-5-3-02 内部監査報告書(令和6年7月24日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-03 内部監査報告書(令和6年8月28日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-04 内部監査報告書(令和7年3月24日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-05 内部監査報告書(個人情報)(令和7年1月7日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-06 内部監査報告書(法人文書)(令和7年1月7日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-07 書面監査報告書(令和6年4月24日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-08 書面監査報告書(令和7年1月29日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-09 書面監査報告書(令和7年4月9日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-10 監事監査(入試問題作成・確認体制の整備・運用状況の検証)報告書(令和6年7月10日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-11 監事監査(研究インテグリティの確保に向けた体制の整備状況)報告書(令和6年7月24日)</a>		
	<a href="#">3-5-3-12 監事監査(公的研究費等)の中間報告について(令和6年8月28日)</a>		
【分析項目3-5-4】 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） <a href="#">3-5-4-01 令和6年度第1回四者協議会議事記録</a> <a href="#">3-5-4-02 令和6年度第2回四者協議会議事記録</a> <a href="#">3-5-4-03 令和6年度第1回監査連携協議会議事要録</a> <a href="#">3-5-4-04 令和6年度第2回監査連携協議会議事要録</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） <a href="#">3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組3-6-A】 【統合報告書】 令和5年度より統合報告書の発行を開始した。教育、研究等の取組実績（非財務情報）と財務情報を統合して報告するとともに、徳島大学がどのように価値を創造していくか、ビジョン・戦略、ガバナンス体制等を示し、ステークホルダーに対するコミュニケーションツールの一つとして発行している。	<a href="#">3-6-A-01 徳島大学統合報告書2024</a>		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1(改正後基準)</a>		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	<a href="#">4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</a>		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	<a href="#">4-1-2 附属施設等一覧</a>		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	<a href="#">4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況</a>		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	<a href="#">4-1-4-01 manaba利用者(学生)の月別平均表</a>		
	<a href="#">4-1-4-02 キャンパス無線LANサービス提供エリア</a>		
	<a href="#">4-1-4-03 無線アクセスポイント設置状況(常三島地区)</a>		
	<a href="#">4-1-4-04 無線アクセスポイント設置状況(蔵本地区)</a>		
	<a href="#">4-1-4-05 学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)(令和6年度)</a>		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	<a href="#">4-1-5-01 学術情報基盤実態調査(大学図書館編)本館(令和6年度)</a>		
	<a href="#">4-1-5-02 学術情報基盤実態調査(大学図書館編)分館(令和6年度)</a>		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	<a href="#">4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</a>		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
	<a href="#">4-1-7 研究環境整備状況一覧</a>		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		
	<a href="#">4-1-8 社会からの期待に対応して行う活動一覧</a>		
	<a href="#">4-1-8-01 令和6年度徳島大学と阿南光高等学校との連携活動報告(生物資源産業学部)</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

<p>[分析項目4-1-1]                  教養教育科目は主に常三島キャンパスの講義室で開講しているため、蔵本キャンパスに所在の学部（医学部、歯学部、薬学部）の学生については、2以上のキャンパスで教育を実施している場合に相当する。本学では、曜日毎に教養教育科目と専門科目の開講を分けるほか、一部の教養教育科目を蔵本キャンパスで開講することで、同日中のキャンパス移動が不要となるよう配慮している。また、生物資源産業学部では、石井農場や水圏教育研究センターで実施する実習の一部において、借上げバスを利用している。</p>			
<p>[分析項目4-1-3]                  徳島大学の主要3団地である新蔵、南常三島、蔵本において、バリアフリーに関する現地調査を行い、その実情を把握するとともに、今後必要な整備項目と必要な予算を算出し、改修計画の指標となる資料を作成しており、本学全体のバリアフリー化に向けた課題を可視化し、改修に向けた対応を促進している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組4-1-A]                  【対面とオンラインの併用による学習環境の向上】                  令和5年度以降、原則として対面授業を実施しつつ、オンライン授業との併用も継続している。自宅にWi-Fi環境がない学生のために、学内で遠隔授業を受講できるよう、通信環境を強化したオンライン授業受講用スペースを設置した。さらに、教育支援システム（LMS）上にオンデマンド型の授業コンテンツを掲載し、学生が自由に視聴・学習できるよう工夫された授業は、特に高い評価を得ている。</p>	<p><a href="#">4-1-A-01 オンデマンド型授業コンテンツ</a></p>		
<p>[活動取組4-1-B]                  【研究クラスターによる分野横断的研究】                  研究部の分野を越えた複数研究者からなる分野横断的研究集団「研究クラスター」を組織し、本学の理念実現に貢献できる研究を選定・支援する体制を構築している。重点研究分野を6分野設定し（光工学/免疫・慢性炎症/食・栄養/創薬・合成化学/がん/防災）ミッション実現クラスターとして組織している。加えて、公募型のインキュベーションクラスターとの連携により、大型外部資金の申請、若手研究者育成、融合研究の企画・実施等を推進している。</p>	<p><a href="#">4-1-B-01 徳島大学研究クラスター(2023-2024)</a></p> <p><a href="#">4-1-B-02 徳島大学の外部資金獲得状況について(抜粋)</a></p>		
<p>[活動取組4-1-C]                  【次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画〈展開枠〉】                  平成30年度地方大学・地域産業創生交付金事業に続く〈展開枠〉に採択され、「オール光型テラヘルツ通信」と「メタマテリアルを用いた高感度赤外センサー」の2つを研究重点分野とし、世界レベルの成果創出と社会実装を目指している。また、次世代光関連技術による新たな事業創出を目的として、製品仕様などを検証するプロトタイプ作成や、人材育成を行う「次世代光インキュベーション機構」を学内に設置し、研究から事業化へのスムーズな展開を図っている。</p>	<p><a href="#">4-1-C-01 徳島大学が参画する「次世代光創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画〈展開枠〉」</a></p>		
<p>[活動取組4-1-D]                  【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）】                  本学に集結した4つのイニシアティブ（「光工学」「慢性炎症研究」「栄養学」「情報科学」）の研究力を結集し、創造的超高齢社会の実現に資するイノベーションを生み出し続ける研究大学を指向する取組が評価され、文部科学省「令和6年度地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」に採択された。                  （文部科学省「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）採択事業」）</p>	<p><a href="#">4-1-D-01 令和6年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」</a></p>		

<p>【活動取組4-1-E】  <b>【高深度オミクス医学研究拠点ネットワーク形成事業】</b>                  感染症、アレルギー、がん等の疾患発症のメカニズム解明に向けて、単一細胞・単一分子レベルの解析ビクデータを収集・統合するため、本学の先端酵素学研究所を含む国内4拠点の大学附置研究所（九州大、東京科学大、熊本大）がネットワークを形成している。（文部科学省「運営費交付金 共通政策課題分」採択事業）</p>	<p><a href="#">4-1-E-01 高深度オミクス医学研究拠点形成プロジェクト</a></p>		
<p>【活動取組4-1-F】  <b>【大学産業院による研究成果の社会実装】</b>                  大学の研究成果を社会実装することを目的に平成30年度に設置した「産業院」を発展的に解消し、各種開発技術の事業化判断に資するプロトタイプの開発と、それを通じた学内外産業人材育成を行い、研究から開発・事業化まで一気通貫の支援を行うとともに、その担い手の人材育成を行うため「大学産業院」を令和5年度に設置した。</p>	<p><a href="#">4-1-F-01 徳島大学大学産業院規則</a>   <a href="#">4-1-F-02 大学等における産学連携等実施状況について(令和2年度実績)(抜粋)</a>   <a href="#">4-1-F-03 筋萎縮性側索硬化症(ALS)新規治療薬の開発</a>   <a href="#">4-1-F-04 筋萎縮性側索硬化症(ALS)の進行に関連する免疫細胞とタンパク質の特定</a></p>		
<p>【活動取組4-1-G】  <b>【SDGs事業推進体制の構築】</b>                  各部署等のSDGsに関する取組を集約し、全学のSDGsに関する取組の推進を図るため、令和4年度に研究支援・産官学連携センターにSDGs推進部門を新設するとともに、徳島大学SDGs推進委員会を設置し、全学的なSDGs事業推進体制を構築している。</p>	<p><a href="#">4-1-G-01 徳島大学研究支援・産官学連携センター規則</a>   <a href="#">4-1-G-02 徳島大学SDGs推進委員会規則</a>   <a href="#">4-1-G-03 令和5年度SDGs推進に係る連携創出の場形成支援事業成果報告会</a></p>		
<p>【活動取組4-1-H】  <b>【とくしまビジネスリスティングスクール】</b>                  人と地域共創センターにおいて、企業人対象の地域産業人材育成講座「とくしまビジネスリスティングスクール」を開講している。</p>	<p><a href="#">4-1-H-01 とくしまビジネスリスティングスクール2024パンフレット</a></p>		
<p>【活動取組4-1-I】  <b>【看護リカレント教育センター】</b>                  医歯薬学研究部看護リカレント教育センターでは、全国初の在宅ケア分野の認定看護師教育課程と看護師特定行為研修を開講し、認定看護師教育課程では令和3年度の開講以降、計72名が修了した。さらに、地域の医療機関からのニーズが高い、感染予防・管理・監視を行える能力を身につけた専門性の高い看護職を育成する「感染管理分野の認定看護師教育課程」を令和5年度に新たに開講し計19名が修了した。</p>	<p><a href="#">4-1-I-01 令和6年度認定看護師教育課程募集要項</a>   <a href="#">4-1-I-02 令和5年度認定看護師教育課程募集要項</a>   <a href="#">4-1-I-03 全国の認定看護師登録者数(日本看護協会HP資料)</a></p>		
<p>【活動取組4-1-J】  <b>【地域イノベーション創出拠点（産学融合拠点）】</b>                  企業と大学が連携し、オープンイノベーションを推進するための産学融合拠点として、バイオイノベーション研究所（BIRC）ヴォルテックス棟の運用を令和5年より開始した。（産学連携推進事業費補助金採択事業）共同研究を実施するための研究共用施設として、「企業ラボ」および「連携ラボ」を設置している。また、それらの利用者が無償で利用できる共用機器を備えた「オープンラボラトリー」も設けている。</p>	<p><a href="#">4-1-J-01 徳島大学バイオイノベーション研究所概要</a></p>		

<p>【活動取組4-1-K】 【医歯薬学共創プラザ】 医学、歯学、薬学の分野を横断的に結びつけ、研究・教育・医療の発展を目指す拠点として「医歯薬学共創プラザ」を新設し、令和6年度より全館稼働を開始した。本施設には、医療教育開発センターやスキルスラボ、クリニカルアナトミーラボなど、最新のシミュレーション機器を備えた実践的な医療教育支援施設のほか、看護リカレント教育センター、国際交流スペース、AI研究開発センターを併設し、共創拠点（イノベーション・コモンズ）としての役割を果たしている。</p>	<p><a href="#">4-1-K-01 徳島大学医歯薬学共創プラザ(完成記念式典)</a></p>		
	<p><a href="#">4-1-K-02 徳島大学医歯薬学共創プラザ(平面図)</a></p>		
<p>【活動取組4-1-L】 【科学体験フェスティバルin徳島】 理工学部の主催により、子どもたちが実際に科学実験に参加することを通じて、科学の楽しさや不思議さを体験できる科学イベントを、平成9年度から開催しており、地域において夏休み期間中の恒例行事となっている。開催にあたっては、地元企業や教育機関にも共催・協賛をいただいている。</p>	<p><a href="#">4-1-L-01 科学体験フェスティバルin徳島リーフレット</a></p>		
<p>【活動取組4-1-M】 【薬学部薬用植物園の一般開放】 国立大学フェスタの一環として、例年薬学部薬用植物園の一般開放を年1回実施している。薬用植物、漢方薬などに関するイベントを行い、令和6年度においては、5日間実施し、約500人が来園した。薬学部の学生が中心となり、パネル展示や体験型展示を行った。</p>	<p><a href="#">4-1-M-01 令和6年度薬学部薬用植物園一般開放チラシ</a></p>		
	<p><a href="#">4-1-M-02 令和6年度社会貢献事業成果報告書(抜粋)(薬学部)</a></p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動取組4-1-Aについて、中でも外国語科目では、発音時の口の動きを録画した短編動画が活用され、反転授業や復習用の補助教材として高く評価された。</li> <li>・活動取組4-1-B、C、D、E、F、Jについて、第3期からの教育研究力強化、産学官連携の取組により、外部資金獲得額は高い水準を維持・向上しており、令和5年度の常勤教員当たり外部資金獲得額は過去最高となった。</li> <li>・活動取組4-1-Cについて、平成30年度地方大学・地域産業創生交付金事業に続く〈展開枠〉に採択された。</li> <li>・活動取組4-1-Dについて、文部科学省「令和6年度地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」に採択された。</li> <li>・活動取組4-1-Fについて、大学産業院をはじめとする研究成果を社会実装に繋げる取組が徳島大学の強みであり、全国で6位の特許権実施等収入（「大学等における産学連携等実施状況について（R2実績）」（文部科学省調査 令和4年2月公表））や、筋萎縮性側索硬化症（ALS）の新薬承認などの大きな成果に繋がっている。</li> <li>・活動取組4-1-Gについて、生物資源産業学部の「スタチン搾汁残渣を用いた持続可能な営農振興への取組」や、理工学部の「四国山地における「ツキノワグマと森とヒトとの関係」再構築にむけたエコツーリズム・プログラムの開発」などのプロジェクトを推進している。</li> <li>・活動取組4-1-Hについて、本学では平成17年度から県内企業における次世代の中核人材の育成に取り組んでおり、令和6年度までの延べ受講者数は1,862人に上る。</li> <li>・活動取組4-1-Iについて、日本看護協会の看護師認定審査において、在宅ケア分野の徳島県内の資格取得者数は全国1位の26名となった。同じく感染管理分野では、令和5年度修了者11名のうち10名が合格した。</li> <li>・活動取組4-1-Lについて、令和6年度は、1,477人が参加した。</li> <li>・活動取組4-1-Mについて、令和6年度は5日間実施し、約500人が来園した。</li> </ul>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p><b>基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</b></p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>

<p>[分析項目4-2-1]                  学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること</p>	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） <a href="#">4-2-1 相談・助言体制等一覧</a>		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 <a href="#">4-2-1-01 徳島大学キャンパスライフ健康支援センター規則</a>		
	<a href="#">4-2-1-02 キャンパスライフ健康支援センター概念図</a>		
	<a href="#">4-2-1-03 キャンパスライフ健康支援センター利用案内</a>		
	<a href="#">4-2-1-04 徳島大学高等教育研究センター規則</a>	第2条、第3条第3項、第4条第4項	
	<a href="#">4-2-1-05 キャリア支援センター利用案内</a>		
	<a href="#">4-2-1-06 徳島大学における人権の擁護等に関する規則</a>		
	<a href="#">4-2-1-07 徳島大学人権委員会規則</a>	第2条	
	<a href="#">4-2-1-08 令和6年度(年間)学生・職員相談利用状況</a>		
	<a href="#">4-2-1-09 徳島大学総合科学部就活サポート室案内(HP)</a>		
	<a href="#">4-2-1-10 就職相談件数(総合科学部就活サポート室)</a>		
	<a href="#">4-2-1-11 就職相談件数(全学)</a>		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） <a href="#">4-2-1-12 人権相談への対応の流れ</a>		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 <a href="#">4-2-1-13 学生生活の手引き</a>	(P11~41)	
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 <a href="#">4-2-1-14 人権相談件数データ数値</a> <a href="#">4-2-1-11 就職相談件数(全学)</a> <a href="#">4-2-1-15 キャンパスライフ健康支援センター令和6年度定期健康診断を除いた利用状況</a>		再掲
<p>[分析項目4-2-2]                  学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p>	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） <a href="#">4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</a>		
<p>[分析項目4-2-3]                  留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3） <a href="#">4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</a>		
・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 <a href="#">4-2-3-01 インターナショナルオフィスHP(英語版)</a>			
<a href="#">4-2-3-02 新入学留学生ガイダンス関係資料(中国語・英語版)</a>			
<a href="#">4-2-3-03 ビザ申請のために必要なもの(英語版)</a>			
<a href="#">4-2-3-04 インターナショナルオフィス(生活相談等・英語版)</a>			
<a href="#">4-2-3-05 国際交流会館入居者のための手引き(英語版)</a>			
<a href="#">4-2-3-06 日亜会館入居者のための手引き(英語版)</a>			
<a href="#">4-2-3-07 留学生対象の奨学金(インターナショナルオフィスHP・英語版)</a>			
<a href="#">4-2-3-08 徳島大学国際教育研究交流資金要項</a>			

	<a href="#">4-2-3-09 藤井・大塚国際教育研究交流資金要項</a>		
	<a href="#">4-2-3-10 外国人居住者向け西消防リーフレット(英語版)</a>		
	<a href="#">4-2-3-11 2025前期日本語教室</a>		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制(別紙様式4-2-4)		
	<a href="#">4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</a>		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	<a href="#">4-2-4-01 徳島大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領</a>		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧(別紙様式4-2-5)		
	<a href="#">4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</a>		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-01 学資金の支給に関する取扱いについて</a>		
	<a href="#">4-2-5-02 徳島大学学際的次世代研究者育成プログラム概要(大学HP)</a>		
	<a href="#">4-2-5-03 徳島大学学生寮管理運営規則</a>		
	<a href="#">4-2-5-04 徳島大学国際交流会館及び日垂会館留学生宿舍規則</a>		
	<a href="#">4-2-5-05 入学料免除の周知(入学の手続き抜粋)</a>		
	<a href="#">4-2-1-13 学生生活の手引き</a>	(P18~23)	再掲
	<a href="#">4-2-5-06 授業料免除の周知(大学HP)</a>		
	<a href="#">4-2-5-07 奨学金の周知(大学HP)</a>		
	<a href="#">4-2-5-08 歯学部私費外国人留学生スカラシップの周知</a>		
	<a href="#">4-2-5-09 勝沼奨学金及び濱本医学国際交流基金の周知(大学HP)</a>		
	<a href="#">4-2-5-10 海外での教育・研究活動支援実施要項(薬学部及び薬学研究科)</a>		
	<a href="#">4-2-5-11 薬学部教育研究助成奨学金要項等</a>		
	<a href="#">4-2-5-12 日垂特別待遇奨学生(日垂特待生)制度の周知(大学HP)</a>		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-13 日本学生支援機構奨学生者数</a>		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-14 徳島大学ゆめ奨学金実施規則</a>		
<a href="#">4-2-5-15 徳島大学アスパイア奨学金規則</a>			
<a href="#">4-2-5-16 徳島大学うずしおプログラム制度実施規則</a>			
<a href="#">4-2-5-01 学資金の支給に関する取扱いについて</a>		再掲	
<a href="#">4-2-5-17 「従来枠」大学院創成科学研究科理工学専攻(博士前期課程)日垂特別待遇奨学生(日垂特待生)制度実施要領</a>			
<a href="#">4-2-5-18 「従来枠」理工学部理工学科日垂特別待遇奨学生(日垂特待生)制度実施要領</a>			
<a href="#">4-2-5-19 「特別枠」大学院創成科学研究科理工学専攻(博士前期課程)日垂特別待遇奨学生「特別枠」制度実施要領</a>			
<a href="#">4-2-5-20 「特別枠」徳島大学理工学部理工学科日垂特別待遇奨学生「特別枠」制度実施要領</a>			

<a href="#">4-2-5-21 大学院創成科学研究科創成科学専攻(博士後期課程)日亜特別待遇奨学生(日亜特待生)制度実施要領</a>		
<a href="#">4-2-5-22 理工学部入学時日亜特別給付金制度実施要領</a>		
<a href="#">4-2-5-23 勝沼奨学基金取扱規則</a>		
<a href="#">4-2-5-24 徳島大学医学部濱本医学国際交流基金規則</a>		
<a href="#">4-2-5-25 徳島大学歯学部私費外国人留学生スカラシップ助成金支給制度実施要項</a>		
<a href="#">4-2-5-10 海外での教育・研究活動支援実施要項(薬学部及び薬学研究科)</a>		再掲
<a href="#">4-2-5-11 薬学部教育研究助成奨学金要項等</a>		再掲
・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
<a href="#">4-2-5-26 徳島大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則</a>		
<a href="#">4-2-5-27 徳島大学学部における入学料及び授業料の徴収猶予等に関する選考基準</a>		
<a href="#">4-2-5-28 徳島大学学部における経過措置の授業料の免除に関する選考基準</a>		
<a href="#">4-2-5-29 徳島大学大学院における入学料及び授業料の免除等に関する選考基準</a>		
<a href="#">4-2-5-30 徳島大学授業料の免除の経過措置に関する要領</a>		
<a href="#">4-2-5-31 徳島大学大学院における特に学業等の成績が優秀な学生に対する授業料免除に関する要領</a>		
<a href="#">4-2-5-32 徳島大学大学院において国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿し、改稿のために標準修業年限を超えて在学することとなった学生に対する授業料免除に関する要領</a>		
<a href="#">4-2-5-33 入学料免除、授業料免除選考資料</a>		
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況(料金体系を含む。)が確認できる資料		
<a href="#">4-2-5-34 国立大学法人徳島大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料収納規則</a>		
<a href="#">4-2-5-35 徳島大学国際交流会館及び日亜会館留学生宿舍料金規則</a>		
<a href="#">4-2-5-36 学生寮入居等状況一覧</a>		
<a href="#">4-2-5-37 蔵本宿舍入居状況一覧</a>		
<a href="#">4-2-5-38 徳島大学蔵本宿舍規則</a>		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
<a href="#">4-2-5-39 学生後援会による経済的支援実績</a>		
<a href="#">4-2-5-40 徳島大学学生後援会会則</a>		第5条
<a href="#">4-2-5-41 学生後援会による経済的支援の周知(大学HP)</a>		
<a href="#">4-2-5-42 後援会学生(正会員)入会状況</a>		
<a href="#">4-2-5-43 後援会教職員(特別会員)入会状況</a>		
<a href="#">4-2-5-44 学生金庫決算報告書</a>		
<a href="#">4-2-5-45 徳島大学学生金庫取扱規程</a>		
<a href="#">4-2-5-46 生活支援物資の提供について</a>		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組4-2-A] 【学生団体支援チャリティーイベント「TOKUSHIMA UNIVERSITY GIVING CAMPAIGN」の実施】 大学と学生団体の支援を目的としたオンラインチャリティーイベント「TOKUSHIMA UNIVERSITY GIVING CAMPAIGN」を開催し、学生団体の取組を全国に向けて発信することにより、卒業生や各企業を中心とした支援者から支援金を呼び込んでいる。</p>	<p><a href="#">4-2-A-01 学生団体支援チャリティーイベント「TOKUSHIMA UNIVERSITY GIVING CAMPAIGN 2024」</a></p>		
<p>[活動取組4-2-B] 【課外活動団体のクラウドファンディングの実施】 令和6年度は課外活動団体である男子バレーボール部、鳥人間プロジェクト、ロボットチャレンジ SMART2024、常三島祭の4件について、クラウドファンディングを実施した。</p>	<p><a href="#">4-2-B-01 課外活動団体のCF(クラウドファンディング)活用</a></p>		
<p>[活動取組4-2-C] 【課外活動支援基金の開設】 学生の課外活動を広く支援し、活動環境を改善することを目的とした「課外活動支援基金」を、令和6年度に基金プロジェクトサイトに開設した。</p>	<p><a href="#">4-2-C-01 基金プロジェクトサイト(課外活動支援基金)</a></p>		
<p>[活動取組4-2-D] 【理工学部医光/医工融合プログラム修学支援金貸与制度の創設】 徳島県の補助事業の一環として理工学部医光/医工融合プログラム就学支援資金貸与制度を創設し、公募を開始している。</p>	<p><a href="#">4-2-D-01 令和7年度医光/医工融合プログラム修学支援資金貸与制度実施要項</a></p>		
<p>[活動取組4-2-E] 【コロナ禍における独自の「徳島大学フードバンク」の開設】 令和2年度に、本学教職員等から食料品及び生活用品等の提供を受け、希望する学生に定期的に配布する「徳島大学フードバンク」を各キャンパスに開設したほか、生物資源産業学部で栽培・収穫した白米、じゃがいも、さつまいもを学生へ配布し、生活物資の支援を実施するなど、コロナ禍において経済的に困窮した学生に対する支援を教職員一丸となって実施した。</p>	<p><a href="#">4-2-E-01 生活支援物資の提供について</a></p>		
<p>[活動取組4-2-F] 【博士(博士後期)課程学生への新たな経済支援制度の創設】 本学大学院生の研究力を底上げするため、論文査読に長期間を要するような国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿し、改稿のために標準修業年限を超えてしまう博士(博士後期)課程学生の授業料を免除する新たな経済支援制度を創設した。</p>	<p><a href="#">4-2-F-01 大学院において国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿した学生に対する授業料免除に関する要領</a></p>		
<p>[活動取組4-2-G] 【学際的次世代研究者育成プログラム(うずしおプログラム)の創設】 大学院博士課程の学生が、挑戦的かつ学際的な研究に専念できる環境を提供するとともに、多様なキャリアパスの形成を支援している。(文部科学省「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」採択事業)</p>	<p><a href="#">4-2-G-01 徳島大学うずしおプログラム制度実施規則</a></p>		
	<p><a href="#">4-2-G-02 徳島大学学際的次世代研究者育成プログラム概要</a></p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			

**【優れた成果が確認できる取組】**

- ・活動取組4-2-Aについて、令和4年度以降毎年度開催し、令和6年度は、本学の35の学生団体に対し、前年度（4,035名）の2倍以上となる合計9,103名の方に応援票を投じていただいた。
- ・活動取組4-2-Bについて、合計201件、3,888,000円のご支援をいただいた。
- ・活動取組4-2-Dについて、徳島県内外に本社を有するLED関連企業または医療関連企業等に正規職員として採用され、また徳島県内において起業するLED関連企業又は医療関連企業等起業し、規定の期間、就業又は事業を継続したときは本修学支援資金の返還を免除する。
- ・活動取組4-2-Gについて、支援対象者には、研究奨励費（生活費等）および研究費を支給するほか、研究クラスターへの参加を通じて異分野融合研究の環境を提供し、イノベーション創出人材として育成している。

**【改善を要する事項】**

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	<a href="#">5-1-1-01 学生受入方針(学士課程)</a>		
	<a href="#">5-1-1-02 学生受入方針(大学院課程)</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-2-1】 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	<a href="#">5-2-1 入学者選抜の方法一覧</a>		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	<a href="#">2-1-3-11 徳島大学入学試験委員会規則</a>		再掲
	<a href="#">5-2-1-01 総合科学部入学試験委員会規則</a>		
	<a href="#">5-2-1-02 徳島大学医学部入学試験委員会規則</a>		
	<a href="#">5-2-1-03 徳島大学歯学部入学試験委員会規則</a>		
	<a href="#">5-2-1-04 薬学部入学試験委員会規則</a>		
	<a href="#">5-2-1-05 徳島大学理工学部入学試験委員会規則</a>		
	<a href="#">5-2-1-06 徳島大学生物資源産業学部入学試験委員会規則</a>		
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
<a href="#">5-2-1-07 令和7年度実施要項(総合科学部)(抜粋)</a>			
<a href="#">5-2-1-08 実施要項(医学部)(抜粋)</a>			
<a href="#">5-2-1-09 令和7年度一般選抜(前期日程)実施要項(歯学部)(抜粋)</a>			
<a href="#">5-2-1-10 令和7年度薬学部一般選抜(前期日程)実施要項(抜粋)</a>			

<a href="#">5-2-1-11 実施要項(理工学部)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-12 実施要項(生物資源産業学部)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-13 令和7年度実施要項(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-14 実施要項(創成科学研究科理工学専攻)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-15 実施要項(創成科学研究科生物資源学専攻)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-16 実施要項(創成科学研究科創成科学専攻)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-17 実施要項(医学研究科)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-18 実施要項(医科栄養学研究科)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-19 実施要項(保健科学研究科)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-20 実施要項(口腔科学研究科)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-21 令和7年度薬学研究科入試実施要項(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-22 令和7年度徳島大学特別選抜試験実施要領</a>		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
<a href="#">5-2-1-23 面接要領等(総合科学部)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-24 面接要領等(医学部)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-25 面接要領等(歯学部)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-26 面接要領等(薬学部)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-27 面接要領等(理工学部)(抜粋)</a>		
<a href="#">5-2-1-28 面接要領等(生物資源産業学部)(抜粋)</a>		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
<a href="#">5-2-1-29 入学者選抜における予告について</a>		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること		
・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
<a href="#">2-1-3-11 徳島大学入学試験委員会規則</a>	第2条	再掲
<a href="#">4-2-1-04 徳島大学高等教育研究センター規則</a>	第2条、第4条	再掲
<a href="#">5-2-2-01 徳島大学高等教育研究センターアドミッション部門会議規則</a>		
<a href="#">2-1-3-12 徳島大学における入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項</a>		再掲
・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
<a href="#">5-2-2-02 徳島大学入学者選抜における選抜方法等の変更等に関する申合せ</a>		
<a href="#">5-2-2-03 令和6年度徳島大学高等教育研究センターアドミッション部門報告書(抜粋)</a>	(P63)	
<a href="#">5-2-2-04 令和4年度第11回入学試験委員会 議事要旨</a>		
<a href="#">5-2-2-05 令和4年度第11回入学試験委員会【議題1資料】令和7年度入試における変更について(生物資源産業学部)</a>		
<a href="#">5-2-2-06 入学試験委員会入試検討作業部会の設置について</a>		
<a href="#">5-2-2-07 令和7年度第1回入学試験委員会作業部会議事要旨</a>		

	<a href="#">5-2-2-08 令和7年度第2回入学試験委員会議事要旨</a>			
	<a href="#">5-2-1-29 入学者選抜における予告について</a>		再掲	
<b>【特記事項】</b>				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
【活動取組5-2-A】 【入学者の追跡調査等に基づく入学者選抜の改善】 高等教育研究センターアドミッション部門では、一般選抜（前期・後期）および特別選抜（推薦Ⅱ）を対象として、入試教科・科目間の相関係数に加え、特定の教科・科目が合否に与える影響を検証するためのインフラを整備している。また、選抜区分ごとの追跡調査や入試分析も継続して実施している。	<a href="#">5-2-2-03 令和6年度徳島大学高等教育研究センターアドミッション部門報告書(抜粋)</a>		再掲	
	<a href="#">5-2-2-04 令和4年度第11回入学試験委員会 議事要旨</a>		再掲	
	<a href="#">5-2-2-05 令和4年度第11回入学試験委員会【議題1資料】令和7年度入試における変更について(生物資源産業学部)</a>		再掲	
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b> ・活動取組5-2-Aについて、これらの分析や調査結果に基づき、令和7年度入試においては、生物資源産業学部の推薦Ⅰおよび推薦Ⅱの改善を実施した。				
<b>【改善を要する事項】</b>				
<b>基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること</b>				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2			
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2(改正後基準)</a>			
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	<a href="#">5-3-1-01 大学院教育専門委員会議事要録</a>			
	<a href="#">5-3-1-02 大学院定員充足への対応について</a>			
	<a href="#">5-3-1-03 令和6年度入学 大学院博士(博士後期)課程定員充足率</a>			
	<a href="#">5-3-1-04 令和6年度第2回大学院入試担当者連絡会議議事要旨</a>			
	<a href="#">5-3-1-05 創成科学研究科HP改修実績(創成科学研究科)</a>			
	<a href="#">5-3-1-06 創成科学研究科リーフレット・PR動画(創成科学研究科)</a>			
	<a href="#">5-3-1-07 博士課程進学と企業就職を両立させる人材育成制度(創成科学研究科)</a>			
	<a href="#">5-3-1-08 各種支援制度(創成科学研究科)</a>			
	<a href="#">5-3-1-09 スーパーデンタルハイジニスト育成プログラム(口腔科学研究科)</a>			
	<a href="#">5-3-1-10 令和7年度学生募集要項(学校推薦型選抜Ⅱ)(抜粋)</a>			
	<a href="#">5-3-1-11 各種奨学金に関する申合せ(薬学研究科)</a>			
<a href="#">5-3-1-12 薬学研究科説明会資料</a>				
<a href="#">5-3-1-13 修了時アンケート結果(保健科学研究科)</a>				
<b>【特記事項】</b>				

<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目5-3-1】 創成科学研究科（創成科学専攻 博士後期課程）では、入学定員を大幅に下回る状況が続いており、その適正化に向けた取組を進めている。ホームページの充実、オープンキャンパスでの広報活動、PR動画の制作、OBとの交流イベントなどを通じて、在学生や国内外の学生、高校生及びその保護者に向けて博士後期課程の魅力や意義、奨学金等の支援制度をPRする。また、国際交流を活性化し優秀な外国人留学生をリクルートする。さらに、博士課程進学と企業就職を両立させる人材育成制度の整備、企業との意見交換会の定期開催により、産業界との連携強化と博士人材の社会的活用促進を図っている。</p>			
<p>【分析項目5-3-1】 口腔科学研究科（口腔保健学専攻 博士前期課程）では、入学定員を大幅に下回る状況が続いており、その適正化に向けた取組を進めている。スーパーデンタルハイジニスト（歯科衛生士界を牽引するリーダー）育成プログラムの継続実施や、大学院生による海外留学報告会の開催を通じて、大学院の魅力発信している。あわせて、RA・TA制度の拡充による経済的支援や、大学院一貫教育課程の整備による進学意欲の醸成を図る。さらに学外に向けては、ホームページの充実、大学院を有しない近隣大学への積極的な広報、歯科衛生士関係団体との連携強化などにより、広報活動の強化を図る。</p>			
<p>【分析項目5-3-1】 薬学研究科（薬学専攻 博士課程）では、入学定員を大幅に下回る状況が続いており、その適正化に向けた取組を進めている。経済的支援としては、「うずしおプログラム」などの奨学金制度を学部生の早い段階から周知し、進学への関心を高める。学校推薦型選抜Ⅱ入試では、大学院進学を強く志望する者を推薦要件とし、対象学生に対しては大学院生との面談を実施するなど、進学意欲を高める支援を行っている。また、薬学部の改組に伴う令和9年度の大学院改組設置を見据えて、学生や社会のニーズに対応した体制整備も検討中である。さらに、学部4年次修了後に博士課程へ進学し、博士（薬学）の学位取得後に学部5年次に復帰して薬剤師免許取得を目指す「Ph. D. -Pharmacistプログラム」も設置しており、入学金や授業料の支援を通じて進学を後押ししている。</p>			
<p>【分析項目5-3-1】 保健科学研究科（保健学専攻 博士後期課程）では、入学定員を大幅に上回る状況が続いており、その適正化に向けた取組を進めている。主な要因の一つとして、外国人留学生の獲得を推進してきたことがあり、入学者のうち外国人留学生数を除けば、充足率は適正な状態にある。近年では、国内からの入学希望者に加え、ダブルディグリー協定校等からの外国人留学生の入学希望も増加しているが、入学定員を大幅に超過しないよう、外国人留学生の獲得計画についても見直しを図る。なお、研究指導体制には支障はなく、修了時アンケートにおいては「授業の全体的な質」「将来の仕事との結びつき」「教員との対話の機会」に関して、90%を超える学生が『満足』と回答しており、教育の質は十分に担保されている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健科学研究科保健学専攻（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に上回っている。</li> <li>・創成科学研究科創成科学専攻（博士後期課程）、口腔科学研究科口腔保健学専攻（博士前期課程）、及び薬学研究科薬学専攻（博士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。</li> <li>・入学定員を大幅に上回る（下回る）大学院研究科においては、それぞれ適正化に努める。</li> </ul>			

## 領域6 基準の判断 総括表

国立大学法人徳島大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	総合科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	歯学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
04	薬学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	理工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
06	生物資源産業学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
07	創成科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
08	医学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
09	口腔科学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
10	薬学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
11	医科栄養学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
12	保健科学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針 <a href="#">6-1-1-(04)-01 学位授与方針、教育課程方針(薬学部)</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-1-1] 徳島大学薬学部は、薬学の基礎を全学生に身につけさせる方針のもと、6年制の薬学科と4年制の創製薬科学科を並立し、「薬学を基盤とした薬剤師・薬学研究者」の養成に取り組んできた。薬学部6年制となってから薬学を取り巻く環境は大きく変化し、今後は薬学教育研究の将来を担う、博士の学位を有する薬剤師、すなわちPharmacist-Scientistとして社会に貢献できる人材が強く求められるようになった。これに対応するため、令和3年度より、創製薬科学科の研究指向教育を薬学科と融合させた「薬剤師資格を基盤とする薬学部新6年制課程」を構築した。薬剤師養成だけではなく薬学に関する幅広い分野の研究に参画できる人材の育成を主とし、そこに薬剤師として医療のことを理解できるPharmacist-Scientistの養成を目的としてカリキュラムを新たに構築し、展開している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 <a href="#">6-1-1-(04)-01 学位授与方針、教育課程方針(薬学部)</a> <a href="#">6-2-1-(00)-01 徳島大学における教育課程編成・実施・成績評価の方針</a>		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 <a href="#">6-1-1-(04)-01 学位授与方針、教育課程方針(薬学部)</a> <a href="#">6-2-1-(00)-01 徳島大学における教育課程編成・実施・成績評価の方針</a> <a href="#">6-2-2-(04)-01 カリキュラム・チェックリスト(薬学部)</a>		再掲 再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-3-1】 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） <a href="#">6-3-1-(00)-01 履修の手引(教養教育)</a>	(P3~60, 81~93)	
	<a href="#">6-3-1-(04)-01 履修の手引(薬学部)</a>	(P7~12)	
	<a href="#">6-3-1-(04)-02 時間割表(薬学部)</a>		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） <a href="#">6-3-1-(04)-03 カリキュラム・マップ(薬学部)</a>		
	<a href="#">6-2-2-(04)-01 カリキュラム・チェックリスト(薬学部)</a>		再掲
	【分析項目6-3-2】 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果 <a href="#">6-3-2-(04)-01 薬学教育評価評価報告書(H30年度)</a>	
・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定 <a href="#">1-3-1-04 徳島大学学則</a>		第30条	再掲
<a href="#">6-3-2-(00)-01 徳島大学教養教育履修規則</a>		第4条	
<a href="#">6-3-1-(04)-01 履修の手引(薬学部)</a>		(P7~14)	再掲
・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 <a href="#">6-3-2-(00)-02 令和3年度教育プログラムの点検・評価に係る進捗状況(大学教育委員会)</a>			
・ シラバス <a href="#">6-3-2-(00)-03 シラバス(教養教育)</a>			
<a href="#">6-3-2-(04)-02 シラバス(薬学部)</a>			
・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 <a href="#">6-3-2-(04)-03 薬学科教育プログラム評価委員会議事要旨(20241227)</a>			
<a href="#">6-3-2-(04)-04 教務委員会会議資料及び議事要旨</a>			

<p>【分析項目6-3-3】 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<p>・ 明文化された規定類 <a href="#">1-3-1-04 徳島大学学則</a> <a href="#">6-3-2-(00)-01 徳島大学教養教育履修規則</a> <a href="#">6-3-3-(04)-01 徳島大学薬学部規則</a></p>	<p>第34条の2～第34条の5 第12条、第13条 第5条の2、第5条の3</p>	<p>再掲 再掲</p>
<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			

<p>【活動取組6-3-A】                  【「Ph.D.-Pharmacistプログラム～(KOKOROZASHI)プログラム～」の開設】                  学部4年修了後に、大学院薬学研究科(4年制)に進学して研究力を身につけ、博士(薬学)の学位を取得後、学部5年次に戻り薬剤師免許の取得を目指す特別選抜プログラム「Ph.D.-Pharmacistプログラム～(KOKOROZASHI)プログラム～」を開設した。早期段階で研究能力を洗練させ、博士号取得後に、実務実習・国家試験を経て薬剤師資格の取得が可能となる。これにより、将来の薬学分野を担う博士号を有する薬剤師の輩出を目指す。</p>	<p><a href="#">6-3-A-(04)-01 Ph.D.-Pharmacistプログラム概要</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-A-(04)-02 Ph.D.-Pharmacistプログラム特別選抜募集要項</a></p>		
<p>【活動取組6-3-B】                  【「SIH道場」によるアクティブ・ラーニング】                  高度専門職業人として必要な汎用的技能を備え、本学の教育理念である進取の気風を体現できる人材の育成を推進するため、「鉄は熱いうちに打て」(SIH: Strike while the Iron is Hot)の精神に則り、反転授業、グループワーク、学修ポートフォリオ、専門領域の早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して、学生と教員が共に学び合い成長する科目である「SIH道場」を平成27年度から開講している(文部科学省「大学教育再生加速プログラム」採択事業)。</p>	<p><a href="#">6-3-B-(04)-01 徳島大学SIH道場アクティブ・ラーニング入門</a></p>		
<p>【活動取組6-3-C】                  【分野別第三者評価(薬学教育評価機構)の活用】                  薬学部では、自己点検・評価を実施するとともに、分野別第三者評価(薬学教育評価機構)を活用し、内部質保証に取り組んでいる。</p>	<p><a href="#">6-3-2-(04)-01 薬学教育評価評価報告書(H30年度)</a></p>		再掲
<p>【活動取組6-3-D】                  【薬学部新6年制課程における新たなカリキュラムの開設】                  令和3年度から6年制1学科に改組したことに伴い、薬剤師養成だけでなく薬学に関する幅広い分野の研究に参画できる人材の育成を目指し、臨床研究に貢献できる薬学研究者育成を目指した「先端臨床研究入門」、多職種協働に関連した「チーム医療入門」と「地域医療入門」、薬剤師としての心構えや役割を学ぶ「医療における人間学」等新規科目を令和4年度より開始した。また、令和5年度には、研究マインドの持続的観察(評価)を行うため、学年毎の卒業研究ルーブリック評価表を新たに導入した。</p>	<p><a href="#">6-6-3-(04)-04 ルーブリック評価表(卒業研究)</a></p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。                  ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】                  ・活動取組6-3-Bについて、「SIH道場」は1年次学生全員が受講し、学生は将来を見据えて学習意欲を向上させながら、能動的学修の実践に必要な「文章力」「プレゼンテーション力」「協働性」等のラーニングスキルを体得し、教員は現場実践型職能開発によりティーチングスキルを向上させるもので、外部評価においても高い評価を得ている。                  (学生の受講満足度調査結果(よい授業だったと思うと回答した学生の割合):令和5年度:94.0%、令和6年度:95.6%)                  ・活動取組6-3-Cについて、平成30年度に受審した結果、薬学教育評価機構の定める基準に「適合」との認定を受けている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p><b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b></p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>

<p>[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	<p>・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)</p> <p><a href="#">6-4-1-(00)-01 履修の手引(教養教育)抜粋</a></p> <p><a href="#">1-3-1-04 徳島大学学則</a></p> <p><a href="#">6-4-1-(04)-01 講義日程表(薬学部)</a></p> <p><a href="#">6-4-1-(00)-02 補講の実施に関する通知</a></p>	<p>第18条</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること</p>	<p>・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)</p> <p><a href="#">6-4-1-(00)-01 履修の手引(教養教育)抜粋</a></p> <p><a href="#">6-4-2-(00)-01 徳島大学シラバス作成ガイドライン</a></p> <p><a href="#">6-3-1-(04)-01 履修の手引(薬学部)</a></p> <p><a href="#">6-4-1-(04)-01 講義日程表(薬学部)</a></p> <p>・シラバス</p> <p><a href="#">6-3-2-(00)-03 シラバス(教養教育)</a></p> <p><a href="#">6-3-2-(04)-02 シラバス(薬学部)</a></p>	<p>(P5, P7~17)</p>	<p>再掲 再掲 再掲 再掲</p>
<p>[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p>	<p>・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料</p> <p><a href="#">6-4-2-(00)-01 徳島大学シラバス作成ガイドライン</a></p> <p><a href="#">6-3-1-(00)-01 履修の手引(教養教育)</a></p> <p><a href="#">6-3-1-(04)-01 履修の手引(薬学部)</a></p> <p><a href="#">6-4-3-(00)-01 シラバス(教養教育)csvデータ</a></p> <p><a href="#">6-4-3-(04)-01 シラバス(薬学部)csvデータ</a></p>		<p>再掲 再掲 再掲</p>
<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)</p> <p><a href="#">6-4-4 教育上主要と認める授業科目</a></p> <p>・シラバス</p> <p><a href="#">6-3-2-(00)-03 シラバス(教養教育)</a></p> <p><a href="#">6-3-2-(04)-02 シラバス(薬学部)</a></p>		<p>再掲 再掲</p>
<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること</p>	<p>・CAP制に関する規定</p>		
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則</p>		
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p> <p><a href="#">6-4-7-(04)-01 2025実務実習生配属先</a></p> <p><a href="#">6-4-7-(04)-02 2025実務実習生配属学生一覧</a></p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p><b>【特記事項】</b></p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-4-A】 【「学修改善サポートワーキンググループ」の設置】 令和4年度に、既存の教務委員会内に「学修改善サポートワーキンググループ」を設置し、前期・後期試験結果の分析や、個別指導、及び国試受験生の模試結果の分析等を実施し、本分析結果を基に、低成績者への対応や、学修指導方針の確認等が行われている。</p>	<p><a href="#">6-4-A-(04)-01 学修改善サポートWG(国家試験模擬試験の成績返却と指導について)</a></p> <p><a href="#">6-4-A-(04)-02 薬剤師国家試験大学別合格者数(厚労省ホームページ抜粋)</a></p>		
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b></p>			
<p>・活動取組6-4-Aについて、薬剤師国家試験において、毎年度全国平均を大幅に上回る合格率を維持している。中でも令和4年度は、97.44%と高い合格率となっており、全大学中3位の結果となるなど、本学の薬剤師養成に係る教育成果が顕著に表れた結果となっている。</p>			
<p><b>【改善を要する事項】</b></p>			
<p><b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b></p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p>	<p>・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）</p> <p><a href="#">6-5-1 履修指導の実施状況</a></p> <p>・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p>	<p>・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）</p> <p><a href="#">6-5-2 学習相談の実施状況</a></p> <p>・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料</p>		

<p>【分析項目6-5-3】 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p>	<p>・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） <a href="#">6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a></p> <p>・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）</p>		
<p>【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<p>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） <a href="#">6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に関する学習支援の状況</a></p> <p>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 <a href="#">6-5-4-(00)-01 チューター関係資料</a></p> <p>・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 <a href="#">6-5-4-(00)-02 留学生のための日本語・英語学習ガイド</a></p> <p>・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 <a href="#">4-2-1-03 キャンパスライフ健康支援センター利用案内</a></p> <p>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 <a href="#">6-5-4-(00)-03 リメディアル教育に関する受講状況</a></p> <p>・学習支援の利用実績が確認できる資料 <a href="#">6-5-4-(00)-04 R6年度アクセシビリティ支援室月報告書(R7.3)</a> <a href="#">6-5-4-(00)-05 アクセシビリティ支援室活動報告(R6年)</a></p>		再掲
<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p><b>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</b></p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>

[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	<a href="#">6-6-1-(00)-01 成績評価基準</a>		
	<a href="#">6-3-2-(00)-01 徳島大学教養教育履修規則</a>	第10条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	<a href="#">6-3-3-(04)-01 徳島大学薬学部規則</a>	第7条	再掲
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	<a href="#">6-3-1-(00)-01 履修の手引(教養教育)</a>	(P18, 19)	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	<a href="#">6-4-2-(00)-01 徳島大学シラバス作成ガイドライン</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(04)-01 履修の手引(薬学部)</a>	(P12, 18, 39, 54, 55)	再掲
	・成績評価の分布表		
	<a href="#">6-6-3-(00)-01 成績分布表(大学教育委員会)</a>	(P12, 13)	
	<a href="#">6-6-3-(04)-01 成績分布表(薬学部)抜粋</a>		
	<a href="#">6-6-3-(00)-02 成績分布表の情報提供について(R6.7.29)</a>		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	<a href="#">6-6-3-(00)-03 教養教育プログラム評価委員会議事要旨</a>		
	<a href="#">6-6-3-(04)-02 教務委員会議事要旨(R6.9.4)</a>		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	<a href="#">6-6-3-(00)-04 標準GPA導入に関するガイドライン</a>		
	<a href="#">6-3-1-(00)-01 履修の手引(教養教育)</a>	(P18, 19)	再掲
	<a href="#">6-3-1-(04)-01 履修の手引(薬学部)</a>	(P18)	再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
<a href="#">6-6-3-(04)-03 ルーブリック評価表 卒業研究 ver20230629</a>			
<a href="#">6-6-3-(04)-04 ルーブリック評価表(卒業研究)</a>		再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	<a href="#">6-6-4-(00)-01 徳島大学における学修成果等の評価の方針</a>		
	<a href="#">6-6-4-(00)-02 徳島大学における学修成果等の評価に対する異議申立て対応ガイドライン</a>		
	<a href="#">6-3-1-(00)-01 履修の手引(教養教育)</a>	(P19)	再掲
	<a href="#">6-3-1-(04)-01 履修の手引(薬学部)</a>	(P18)	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	<a href="#">6-6-4-(00)-01 徳島大学における学修成果等の評価の方針</a>		再掲
<a href="#">6-6-4-(00)-02 徳島大学における学修成果等の評価に対する異議申立て対応ガイドライン</a>		再掲	
【特記事項】			

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【活動取組6-6-A】 【ルーブリック評価表の活用】 個人指導が中心となる「卒業研究」について、成績評価のためのルーブリック評価表を導入し、採点を行っている。	<a href="#">6-6-3-(04)-04 ルーブリック評価表(卒業研究)</a>		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-6-Aについて、教員の評価のばらつきを排除し、成績評価の公平性を担保している。			
【改善を要する事項】			
<b>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 <a href="#">1-3-1-04 徳島大学学則</a>	第35条、第35条の2	再掲
	<a href="#">6-3-3-(04)-01 徳島大学薬学部規則</a>	第10条	再掲
	<a href="#">6-7-1-(00)-01 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領</a>		
	<a href="#">6-7-1-(04)-01 語学マイレージ・プログラムの取扱いについて(薬学部)</a>		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 <a href="#">1-3-1-04 徳島大学学則</a>	第36条	再掲
	<a href="#">6-7-1-(00)-02 徳島大学学位規則</a>	第12条、第13条	
	<a href="#">1-3-2-01 徳島大学教授会通則</a>	第3条	再掲
【分析項目6-7-2】 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <a href="#">6-7-3-(00)-01 履修の手引き(掲載URL一覧)</a>		
	<a href="#">6-3-1-(04)-01 履修の手引(薬学部)</a>	(P6)	再掲
【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 <a href="#">6-7-4-(04)-01 薬学部卒業判定議事録</a>		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-7-A] 【語学マイレージ・プログラム】 学部教育において一貫した語学教育体制を構築し、在学中一貫して切れ間のない語学教育の実施と、語学技能検定試験を活用した語学力の客観的評価により、十分な語学運用能力を持つ人材を育成する「語学マイレージ・プログラム」を、平成30年度より導入している。学部ごとに習熟度に応じた卒業要件を設けている。	<a href="#">6-7-1-(00)-01 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領</a>		再掲
	<a href="#">6-7-1-(04)-01 語学マイレージ・プログラムの取扱いについて(薬学部)</a>		再掲
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			
<b>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) <a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a> ・資格の取得者数が確認できる資料 <a href="#">6-8-1-(00)-01 各種国家試験等の合格状況(R2-R6)</a> <a href="#">6-8-1-(04)-01 R4~R6 薬剤師国家試験(厚労省ホームページ抜粋)</a>		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <a href="#">6-8-1-(04)-02 薬学部だよりVol.34・35(受賞)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。) <a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a> ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) <a href="https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-504-01-01.html">https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0344/0344-504-01-01.html</a> ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) <a href="#">6-8-2-(04)-01 卒業生の活躍</a>		

<p>【分析項目6-8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <a href="#">6-8-3-(04)-01 卒業・修了予定者と学部長との懇談会懇談内容</a> <a href="#">6-8-3-(04)-02 卒業時アンケート報告書</a></p>		
<p>【分析項目6-8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <a href="#">6-8-4-(04)-01 卒業生アンケート報告書</a></p>		
<p>【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <a href="#">6-8-5-(04)-01 (薬学部・薬学研究科)雇用主アンケート報告書</a></p>		
<p>【分析項目6-8-6】 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-8-A】 【外国籍教員による必修科目「薬学英语」の開講】 薬学部における英語教育の充実策として、徳島大学薬学英语研修プログラムを展開し、外国籍教員による必修科目「薬学英语」を開講している。</p>	<p><a href="#">6-8-A-(04)-01 薬学英语(シラバス)</a></p>		
<p>【活動取組6-8-B】 【海外の交流協定校との症例検討会の実施】 薬学部の学部間協定校であるノースカロライナ大学チャペルヒル校エシエルマン薬学部と共同で両校学生による英語での症例検討会を実施し、グローバルな感覚を有した薬剤師養成に大きく寄与している。</p>	<p><a href="#">6-8-B-(04)-01 ノースカロライナ大学活動実績(R2-R6)</a></p>		
<p>【活動取組6-8-C】 【ソウル国立大学、カナダブリティッシュコロンビア大学薬学部との国際交流協定】 ソウル国立大学、カナダブリティッシュコロンビア大学薬学部との国際交流協定を締結した。相互に人材交流等が実施可能となり、グローバルな視点からの薬学教育プログラム構築や、より一層の国際研究交流が進むことが期待できる。</p>	<p><a href="#">6-8-C-(04)-01 学生交流に関する覚書(ソウル国立大学薬学部)</a> <a href="#">6-8-D-(04)-01 協定書(ブリティッシュコロンビア大学)</a></p>		
<p>【活動取組6-8-D】 【国家試験における高い合格率の維持】 薬剤師国家試験において、毎年度全国平均を大幅に上回る合格率を維持している。</p>	<p><a href="#">6-4-A-(04)-02 薬剤師国家試験大学別合格者数(厚労省ホームページ抜粋)</a></p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-8-Bについて、参加学生数は、令和2年度:43人、令和3年度:36人、令和4年度:34人、令和5年度:46人、令和6年度:40人となっている。 ・活動取組6-8-Dについて、中でも令和4年度は、97.44%と高い合格率となっており、全大学中3位の結果となるなど、本学の薬剤師養成に係る教育成果が顕著に表れた結果となっている。</p>			

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-(07)-01 学位授与方針、教育課程方針(創成科学研究科)</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-1-1] 創成科学研究科(博士前期課程)では、1つの研究科の下に各学部との関連性をある程度残した「地域創成」、「臨床心理学」、「理工学」、「生物資源学」の4つの専攻を設置しつつも、自身の研究に関連する他分野の内容を修得できるように「教育クラスター」という分野横断的な教育プログラムを立ち上げると共に、学位論文指導科目である「特別研究」、「特別演習」では従来の専門分野を越えたオープン形式の研究発表や討議等を取り入れ、さらにデータサイエンス力、グローバル活躍力等の養成のための「研究科共通科目」を必修科目として設けている。			
[分析項目6-1-1] 創成科学研究科(博士後期課程)では、博士の称号にふさわしいレベルまで専門性を高めた上で、研究者や大学等の教員だけでなく、自身の専門性を活かしたイノベーション創出人材が輩出できるように1専攻構成とした。各大学院生は、各専門基盤分野の教育研究を行う組織としての「学位プログラム」に所属し、自身の専門性をより一層高める。それに加えて、自身の研究課題に関係するいずれか1つの「研究指導クラスター」を選択し、自身の研究に関連する他分野の知見を学修することで、自身の専門性のさらなる深化とその分野横断的な展開力を同時に修得し、社会が求める課題に対する高度な対応力の涵養を目指す。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	<a href="#">6-1-1-(07)-01 学位授与方針、教育課程方針(創成科学研究科)</a> <a href="#">6-2-1-(00)-01 徳島大学における教育課程編成・実施・成績評価の方針</a>		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-(07)-01 学位授与方針、教育課程方針(創成科学研究科)</a> <a href="#">6-2-2-(07)-01 カリキュラム・チェックリスト(創成科学研究科)</a>		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	<a href="#">6-3-1-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科規則</a>	第5条, 第6条, 別表	
	<a href="#">6-3-1-(07)-02 時間割表(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-1-(07)-03 時間割表(創成科学研究科理工学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-1-(07)-04 時間割表(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-1-(07)-05 時間割表(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-1-(07)-06 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>	(P10, 12)	
	<a href="#">6-3-1-(07)-07 履修の手引(創成科学研究科)(理工学専攻)</a>	(P12~20, P52)	
	<a href="#">6-3-1-(07)-08 履修の手引(創成科学研究科 生物資源学専攻)</a>	(P9~18)	
	<a href="#">6-3-1-(07)-09 履修の手引(創成科学研究科創成科学専攻)</a>	(P17, P45)	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	<a href="#">6-3-1-(07)-10 カリキュラム・マップ(創成科学研究科)</a>		
	<a href="#">6-2-2-(07)-01 カリキュラム・チェックリスト(創成科学研究科)</a>		再掲
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	<a href="#">1-3-1-04 徳島大学学則</a>	第30条	再掲
<a href="#">6-3-1-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科規則</a>	第5条、第6条、第11条、第14条、第15条、第18条	再掲	
<a href="#">6-3-2-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻における授業科目の履修方法に関する細則</a>			
<a href="#">6-3-2-(07)-02 徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻における授業科目の履修方法に関する細則</a>			

国立大学法人徳島大学 領域6 (07創成科学研究科)

	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 <a href="#">6-3-2-(00)-02 令和3年度教育プログラムの点検・評価に係る進捗状況(大学教育委員会)</a>		
	・シラバス <a href="#">6-3-2-(07)-03 シラバス(創成科学研究科(博士前期課程))</a>		
	<a href="#">6-3-2-(07)-04 シラバス(創成科学研究科(博士後期課程))</a>		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 <a href="#">6-3-2-(07)-05 令和6年度教育プログラムの点検・評価結果(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-2-(07)-06 令和6年度教育プログラムの点検・評価に係る進捗状況(地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-2-(07)-07 令和6年度教育プログラムの点検・評価に係る進捗状況(創成科学専攻)</a>		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 <a href="#">1-3-1-05 徳島大学大学院学則</a>	第9条～9条の3	再掲
	<a href="#">6-3-3-(07)-01 徳島大学創成科学研究科規則</a>	第6条第3～5項	
	<a href="#">6-3-1-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科規則</a>	第11条、第14条、第15条、第18条	再掲
	<a href="#">6-3-3-(00)-01 大学院における単位互換協定校の授業科目に関する履修要領</a>		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） <a href="#">6-3-1-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科規則</a>	第7条	再掲
	<a href="#">6-3-4-(00)-01 徳島大学大学院研究指導ガイドライン</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-01 研究指導計画書・研究指導報告書実施要領(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-02 研究指導方針(創成科学研究科)(理工学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-03 研究指導方針(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-04 研究指導方針(創成科学研究科地域創成専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-05 研究指導方針(創成科学研究科臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-06 研究指導方針(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-07 研究活動チェックリスト様式(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-08 研究活動チェックリスト様式(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 <a href="#">6-3-4-(07)-09 研究指導計画書</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-10 研究指導報告書</a>		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <a href="#">6-3-1-(07)-06 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>	(P18)	再掲

国立大学法人徳島大学 領域6 (07創成科学研究科)

<a href="#">6-3-1-(07)-08 履修の手引(創成科学研究科 生物資源学専攻)</a>	(P19)	再掲
<a href="#">6-3-4-(07)-03 研究指導方針(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		再掲
<a href="#">6-3-4-(07)-11 学会参加者数及び国際学会発表状況一覧</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-12 徳島大学教育研究助成奨学基金事業事務処理要領</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-13 徳島大学工業会国際会議発表支援事業</a>		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
<a href="#">6-3-4-(07)-14 ダブル・ディグリー協定書・覚書(理工学専攻)</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-15 卓越大学院「パワー・エネルギー・プロフェッショナル育成プログラム」の実施に関する協定書</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-16 特別研究学生交流に関する協定書</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-17 社会産業理工学研究交流会パンフレット</a>		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
<a href="#">6-3-4-(00)-02 研究倫理教育受講状況</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-01 研究指導計画書・研究指導報告書実施要領(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		再掲
<a href="#">6-3-4-(07)-18 研究活動チェックリスト(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-19 研究活動チェックリスト(博士前期課程理工学専攻)</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-20 研究活動チェックリスト(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-21 研究活動チェックリスト(創成科学研究科創成科学専攻(学術))</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-22 研究活動チェックリスト(創成科学研究科創成科学専攻(工学))</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-23 研究活動チェックリスト(創成科学研究科創成科学専攻(農学))</a>		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
<a href="#">6-3-4-(00)-03 TA・RA採用状況</a>		
<a href="#">6-3-1-(07)-06 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>	(P17, 18)	再掲
<a href="#">2-5-5-06 徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻ティーチング・アシスタント実施要項</a>		再掲
<a href="#">2-5-5-07 徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻ティーチング・アシスタント実施要項</a>		再掲
<a href="#">6-3-4-(07)-24 徳島大学大学院創成科学研究科リサーチ・アシスタント実施要項</a>		
<a href="#">6-3-4-(07)-25 TAガイダンス説明資料(理工学専攻)</a>		
<a href="#">2-5-6-04 令和7年度TAオリエンテーション(創成科学研究科理工学専攻)</a>		再掲
<a href="#">6-3-4-(07)-26 TA選考申合せ(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		

	<a href="#">6-3-4-(07)-27 RA説明資料(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(07)-28 RA選考基本方針(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-4-(00)-04 SA TA RA TFハンドブック</a>		
	<a href="#">6-3-4-(00)-05 徳島大学ティーチング・フェロー実施要項</a>		
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】 【「先端融合情報学プログラム」の開設】 情報科学（AI/DS）に加え、ほかの専門分野を学ぶことにより、他分野と融合し、課題解決やイノベーションを実現し、情報分野を牽引する高度情報専門人材を養成することを目的とした「先端融合情報学プログラム」を理工学専攻に新たに開設する。本プログラムでは、AI/DSに強みのあるテクニオン-イスラエル工科大学と連携し、特別科目開設、教員招聘、研究指導等を実施するほか、地域企業との連携による実務家教員派遣、PBL実験等の実施を行うなど、国際・地域産業界との連携による国際性を有し、既存のコースでは対応できない、より産業界、地域のニーズにあったプログラムとして展開していく予定である。（大学改革支援・学位授与機構「大学・高専機能強化支援事業」採択事業）	<a href="#">6-3-A-(07)-01 大学・高専機能強化支援事業の選定</a>		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	<a href="#">1-3-1-04 徳島大学学則</a>	第18条	再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-02 時間割表(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-03 時間割表(創成科学研究科理工学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-4-1-(07)-01 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)抜粋</a>		
	<a href="#">6-4-1-(07)-02 学年暦及びカレンダー(創成科学研究科)(理工学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-1-(07)-04 時間割表(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-4-1-(07)-03 2025学年暦(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
	<a href="#">6-4-1-(07)-04 2025学事日程(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		
	<a href="#">6-3-1-(07)-05 時間割表(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		再掲
<a href="#">6-4-1-(00)-02 補講の実施に関する通知</a>			
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	<a href="#">6-4-2-(00)-01 徳島大学シラバス作成ガイドライン</a>	(P7)	
	<a href="#">6-3-1-(07)-02 時間割表(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-03 時間割表(創成科学研究科理工学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-4-1-(07)-01 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)抜粋</a>		再掲
	<a href="#">6-4-1-(07)-02 学年暦及びカレンダー(創成科学研究科)(理工学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-04 時間割表(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-4-1-(07)-03 2025学年暦(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-05 時間割表(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-4-1-(07)-04 2025学事日程(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		再掲
	・シラバス		
	<a href="#">6-3-2-(07)-03 シラバス(創成科学研究科(博士前期課程))</a>		再掲
	<a href="#">6-3-2-(07)-04 シラバス(創成科学研究科(博士後期課程))</a>		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	<a href="#">6-4-2-(00)-01 徳島大学シラバス作成ガイドライン</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-06 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-07 履修の手引(創成科学研究科)(理工学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-08 履修の手引(創成科学研究科 生物資源学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-09 履修の手引(創成科学研究科創成科学専攻)</a>		再掲
	<a href="#">6-4-3-(07)-01 シラバス(創成科学研究科(博士前期課程))csvデータ</a>		
	<a href="#">6-4-3-(07)-02 シラバス(創成科学研究科(博士後期課程))csvデータ</a>		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	<a href="#">6-4-4 教育上主要と認める授業科目</a>		

	・シラバス		
	<a href="#">6-3-2-(07)-03 シラバス(創成科学研究科(博士前期課程))</a>		再掲
	<a href="#">6-3-2-(07)-04 シラバス(創成科学研究科(博士後期課程))</a>		再掲
【分析項目6-4-5】 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
【分析項目6-4-6】 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	<a href="#">1-3-1-05 徳島大学大学院学則</a>	第7条の2	再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科規則</a>	第4条	再掲
	<a href="#">6-4-6-(07)-01 理工学専攻博士前期課程募集要項(抜粋)</a>		
	<a href="#">6-3-1-(07)-03 時間割表(創成科学研究科理工学専攻)</a>		再掲
【分析項目6-4-7】 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
【分析項目6-4-8】 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
【分析項目6-4-9】 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-5-1】 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	<a href="#">6-5-1 履修指導の実施状況</a> ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
【分析項目6-5-2】 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	<a href="#">6-5-2 学習相談の実施状況</a> ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
【分析項目6-5-3】 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	<a href="#">6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	<a href="#">6-5-3-(07)-01 インターンシップ提携企業との協定書(ひな形)(創成科学研究科)</a>		
	<a href="#">6-5-3-(07)-02 インターンシップ派遣実績(創成科学研究科)</a>		
	<a href="#">6-5-3-(07)-03 長期インターンシップ(ホームページ)</a>		
【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	<a href="#">6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に関する学習支援の状況</a>		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	<a href="#">6-5-4-(00)-01 チューター関係資料</a>		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	<a href="#">6-5-4-(00)-02 留学生のための日本語・英語学習ガイド</a>		
	<a href="#">6-5-4-(07)-01 2025履修の手引(理工学専攻)【英語版】抜粋</a>		
	<a href="#">6-5-4-(07)-02 2025履修の手引(創成科学研究科創成科学専攻)【英語版】</a>		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-1-03 キャンパスライフ健康支援センター利用案内</a>		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

	<a href="#">6-5-4-(00)-05 アクセシビリティ支援室活動報告(R6年)</a>		
	<a href="#">6-5-4-(00)-04 R6年度アクセシビリティ支援室月報告書(R7.3)</a>		
【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 創成科学研究科（博士後期課程）では、分野横断的教育科目として「創成科学特別演習」、「創成科学特別研究」を設けている。本科目では、主研究指導教員や副研究指導教員のほかに、学生の研究テーマに対して異なる専門基礎分野である「研究指導クラスター」教員も連携することで、専門基礎分野とは異なる基礎分野の視点から自らの研究テーマを多角的に見る能力や、社会実装に向けた基礎的な視点を養成している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<b>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</b>			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-6-1】 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 <a href="#">6-6-1-(00)-01 成績評価基準</a> <a href="#">6-3-1-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科規則</a>	第9条	再掲
【分析項目6-6-2】 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 <a href="#">6-4-2-(00)-01 徳島大学シラバス作成ガイドライン</a> <a href="#">6-3-1-(07)-06 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a> <a href="#">6-3-1-(07)-07 履修の手引(創成科学研究科)(理工学専攻)</a> <a href="#">6-3-1-(07)-08 履修の手引(創成科学研究科 生物資源学専攻)</a> <a href="#">6-3-1-(07)-09 履修の手引(創成科学研究科創成科学専攻)</a>	(P8, 9) (P13) (P21~22) (P19) (P18)	再掲 再掲 再掲 再掲
【分析項目6-6-3】 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 <a href="#">6-6-3-(00)-01 成績分布表(大学教育委員会)</a> <a href="#">6-6-3-(07)-01 成績分布表(大学院)</a> <a href="#">6-6-3-(00)-02 成績分布表の情報提供について(R6.7.29)</a>	(P12, 13)	
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		

	<a href="#">6-6-3-(07)-02 教務・入試委員会議事要旨(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-03 第9回教務委員会議事要旨(理工学専攻)</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-04 第8回生物資源産業学部教務委員会議事要旨</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-05 第7回創成科学専攻教務委員会議事要旨</a>		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	<a href="#">6-6-3-(07)-06 領域横断セミナールーブリック</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-07 臨床心理分野横断セミナールーブリック</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-08 シラバス(領域横断セミナー)</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-09 シラバス(臨床心理分野横断セミナー)</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-10 大学院創成科学専攻「創成科学特別演習」発表会 成績評価項目ルーブリック</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-11 大学院創成科学専攻「創成科学特別研究」発表会 成績評価項目ルーブリック</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-12 修士論文、特別研究評価シート(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-13 ルーブリック評価表(創成科学特別演習)</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-14 ルーブリック評価表(創成科学特別研究)</a>		
	<a href="#">6-6-3-(07)-15 修論等の評価シート(理工学専攻)</a>		
【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	<a href="#">6-6-4-(00)-01 徳島大学における学修成果等の評価の方針</a>		
	<a href="#">6-6-4-(00)-02 徳島大学における学修成果等の評価に対する異議申立て対応ガイドライン</a>		
	<a href="#">6-3-1-(07)-06 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>	(P13)	再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-07 履修の手引(創成科学研究科)(理工学専攻)</a>	(P71)	再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-08 履修の手引(創成科学研究科 生物資源学専攻)</a>	(P32~33)	再掲
	<a href="#">6-3-1-(07)-09 履修の手引(創成科学研究科創成科学専攻)</a>	(P24)	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	<a href="#">6-6-4-(00)-01 徳島大学における学修成果等の評価の方針</a>		再掲
	<a href="#">6-6-4-(00)-02 徳島大学における学修成果等の評価に対する異議申立て対応ガイドライン</a>		再掲
	【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
<b>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</b>				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	<a href="#">1-3-1-05 徳島大学大学院学則</a>	第11条、第12条	再掲	
	<a href="#">6-3-1-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科規則</a>	第6条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	<a href="#">1-3-1-05 徳島大学大学院学則</a>	第15条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-(00)-02 徳島大学学位規則</a>	第11条、第13条		
	<a href="#">1-3-2-02 徳島大学大学院研究科等教授会通則</a>	第2条	再掲	
【分析項目6-7-2】 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	<a href="#">1-3-1-05 徳島大学大学院学則</a>	第13条、第14条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-(00)-02 徳島大学学位規則</a>	第6条～第11条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-(07)-01 大学院創成科学研究科学学位規則実施細則</a>	第2条～第12条	再掲	
	<a href="#">6-7-2-(07)-01 徳島大学大学院創成科学研究科地域創成専攻学位論文審査基準</a>			
	<a href="#">6-7-2-(07)-02 徳島大学大学院創成科学研究科臨床心理学専攻学位論文審査基準</a>			
	<a href="#">6-7-2-(07)-03 徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻学位論文審査基準</a>			
	<a href="#">6-7-2-(07)-04 学位論文審査基準(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>			
	<a href="#">6-7-2-(07)-05 学位論文審査基準(創成科学研究科創成科学専攻)</a>			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	<a href="#">1-3-1-05 徳島大学大学院学則</a>	第15条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-(00)-02 徳島大学学位規則</a>	第11条、第13条	再掲	
	<a href="#">1-3-2-02 徳島大学大学院研究科等教授会通則</a>	第2条	再掲	
<a href="#">6-7-1-(07)-01 大学院創成科学研究科学学位規則実施細則</a>		再掲		
【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	<a href="#">6-7-3-(00)-01 履修の手引き(掲載URL一覧)</a>			
	<a href="#">6-3-1-(07)-06 履修の手引(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>	(P6, 25)	再掲	
	<a href="#">6-3-1-(07)-07 履修の手引(創成科学研究科)(理工学専攻)</a>	(P10, 61～62)	再掲	
	<a href="#">6-3-1-(07)-08 履修の手引(創成科学研究科 生物資源学専攻)</a>	(P8, 60)	再掲	
	<a href="#">6-3-1-(07)-09 履修の手引(創成科学研究科創成科学専攻)</a>	(P17, P50～55)	再掲	



【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-1-(00)-01 各種国家試験等の合格状況(R2-R6)</a>		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-1-(07)-01 受賞状況(創成科学専攻・理工学専攻受賞者一覧)</a> <a href="#">6-8-1-(07)-02 受賞状況(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	<a href="#">6-8-2-(07)-01 R7学校基本調査(卒業後の状況調査票)</a>		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	<a href="#">6-8-2-(07)-02 徳島大学理工学部ホームページ</a> <a href="#">6-8-2-(07)-03 2024-2025生物資源産業学部ガイドブック抜粋(創成科学研究科生物資源学専攻)</a> <a href="#">6-8-2-(07)-04 ロールモデル(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
【分析項目6-8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-3-(07)-01 修了時アンケート結果(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-8-3-(07)-02 懇談会記録(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-8-3-(07)-03 修了時学生アンケート結果(理工学専攻)</a>		
	<a href="#">6-8-3-(07)-04 令和6年度学生と学部長・専攻長等との懇談会事前アンケート回答(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
	<a href="#">6-8-3-(07)-05 R6修了時アンケート報告書(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		
【分析項目6-8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-4-(07)-01 修了生アンケート結果(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a>		
	<a href="#">6-8-4-(07)-02 修了生アンケート結果(理工学専攻)</a>		
	<a href="#">6-8-4-(07)-03 R6修了生アンケート報告書(創成科学研究科生物資源学専攻)</a>		

<p>【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">6-8-5-(07)-01 雇用主アンケート結果(創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻)</a></p>		
	<p><a href="#">6-8-5-(07)-02 R6雇用主アンケート結果(創成科学研究科生物資源学専攻)</a></p>		
<p>【分析項目6-8-6】 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

<b>基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

<b>基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</b>			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			